

令和4年度

# 市税概要

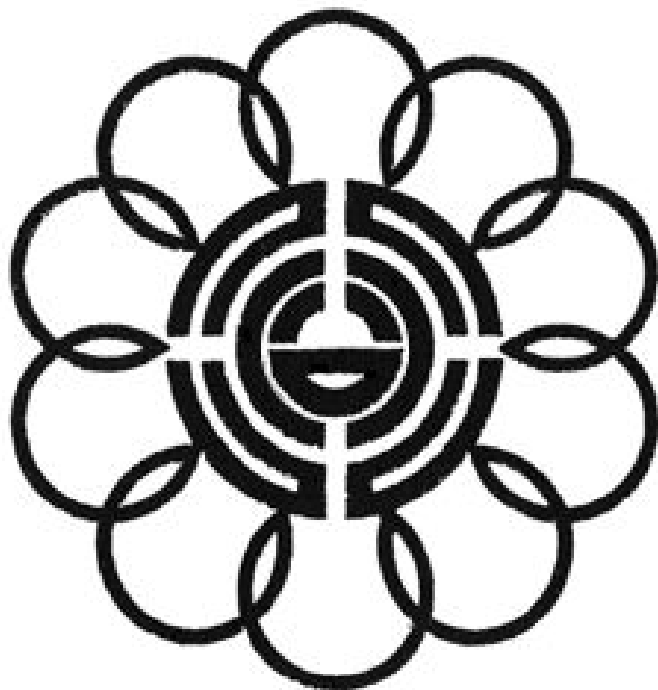


越谷市

## 市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



## 越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

(昭和53年11月3日制定)

## 市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

## 市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

## 市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

## (表紙)

## 越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

## 目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	7
(1)	税務機構の変遷	7
(2)	税務機構及び人員の配置	9
(3)	税務職員数に関する比較	10
(4)	税務職員年齢別調	10
(5)	職員税務経験年数調	10
(6)	税務事務に係る事務分掌	11
(7)	委員会・審議会の構成状況	11
II	財政と市税	
1	令和3年度一般会計決算状況	12
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	12
3	令和4年度一般会計当初予算状況	14
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	14
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	16
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	16
3	市税一覧	17
4	令和3年度市税決算状況	19
5	市税決算状況の推移	21
6	市税負担状況の推移	23
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	24
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	24
3	決算状況の推移	25
4	個人市民税	27
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	27
(2)	納税義務者数等の推移	27
(3)	納税義務者の状況（令和4年度当初）	29
(4)	特別徴収義務者等の状況（令和4年度当初）	29
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	30
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	31
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	31
5	法人市民税	33
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	33
(2)	月別調定額の状況	33

(3) 事業種目別納税義務者数の状況	35
<b>V 固定資産税</b>	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	36
2 決算状況の推移	37
3 土地に関する概要（令和4年度当初）	39
(1) 納税義務者数に関する調	39
(2) 総括表	39
(3) 土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	41
(4) 土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	41
(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	43
(6) 土地の課税標準額の推移	43
4 家屋に関する概要（令和4年度当初）	45
(1) 納税義務者数に関する調	45
(2) 総括表	45
(3) 家屋	46
ア 木造	46
イ 木造以外	46
ウ 令和3年中の新增築分家屋	47
(ア) 木造	47
(イ) 木造以外	47
エ 令和3年中の減少分家屋	48
(ア) 木造	48
(イ) 木造以外	48
オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移	49
5 償却資産に関する概要（令和4年度当初）	51
6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	51
7 国有資産等所在市町村交付金の推移	51
<b>VI 都市計画税</b>	
1 資産別調定額の推移（現年課税分）	52
2 決算状況の推移	53
3 都市計画税の概要（令和4年度当初）	53
(1) 都市計画区域の面積	53
(2) 土地・家屋の推移	55
<b>VII 特別土地保有税</b>	
1 調定額の推移	57
2 納税義務者数の推移	57
3 決算状況の推移	58

VIII 諸税	
1 軽自動車税（種別割）	5 9
(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）	5 9
(2) 税率区分別課税台数の推移（各年度末）	6 0
2 軽自動車税（環境性能割）	6 1
(1) 月別調定額の推移	6 1
3 市たばこ税	6 2
(1) 月別調定額の推移	6 2
(2) 月別本数の推移	6 2
3 事業所税	6 3
(1) 納税義務者数・調定額の推移	6 3
IX 徴収	
1 口座振替等の利用状況	6 4
(1) 口座振替の利用状況	6 4
(2) 収納方法の利用状況（令和3年度）	6 4
2 滞納処分状況の推移	6 5
(1) 差押	6 5
(2) 交付要求	6 5
(3) 執行停止	6 5
(4) 不納欠損	6 5
3 市税の徴収に関する経費の推移	6 7
X その他	
1 税外収入	6 8
2 徴税手数料	6 8
3 電子計算機	6 9
(1) 電子計算機の利用に関する調	6 9
(2) 電子計算機を用いた証明書	7 0
4 賦課徴収事務の電算化の変遷	7 1
XI 参考資料	
1 市税の税率の変遷	7 2
2 最近の主な税制改正一覧	8 3
3 個人市・県民税の所得控除等の変遷	1 1 0

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。  
越谷市のアドレスは、<https://www.city.koshigaya.saitama.jp> です。



# I 市の概況と税務機構





# 1 越谷市の概況

(令和4年4月1日現在)

人口	344,674人
男	170,943人
女	173,731人
世帯数	159,682世帯
面積	60.24km <sup>2</sup> (平成26年10月1日 国土地理院計測)
人口密度	5,721人/km <sup>2</sup> 当たり

市庁舎の位置 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

沿革

越谷市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

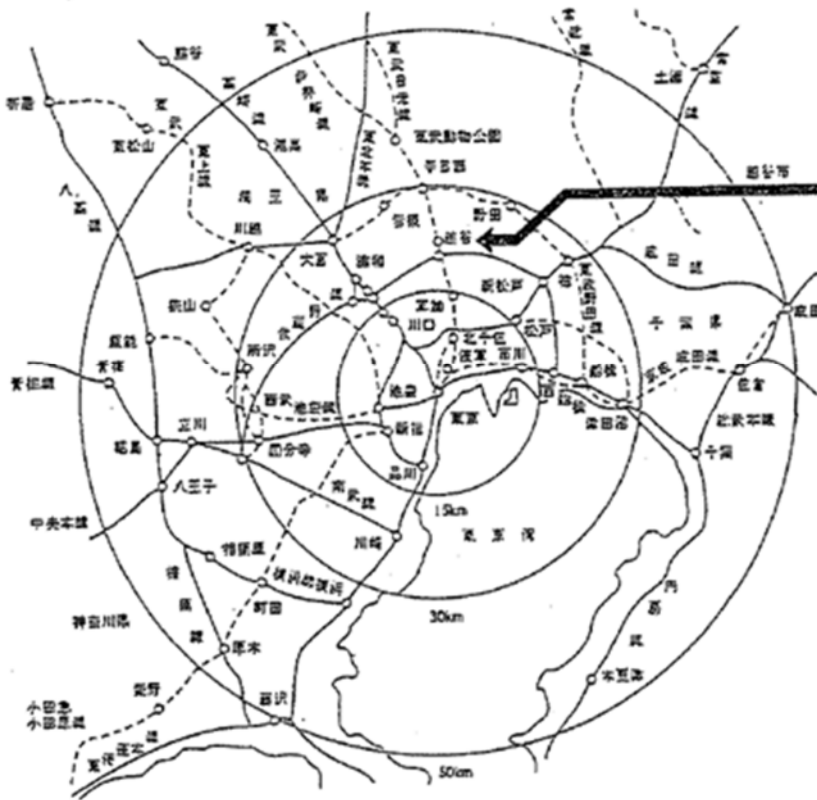
昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

# 越谷市の位置

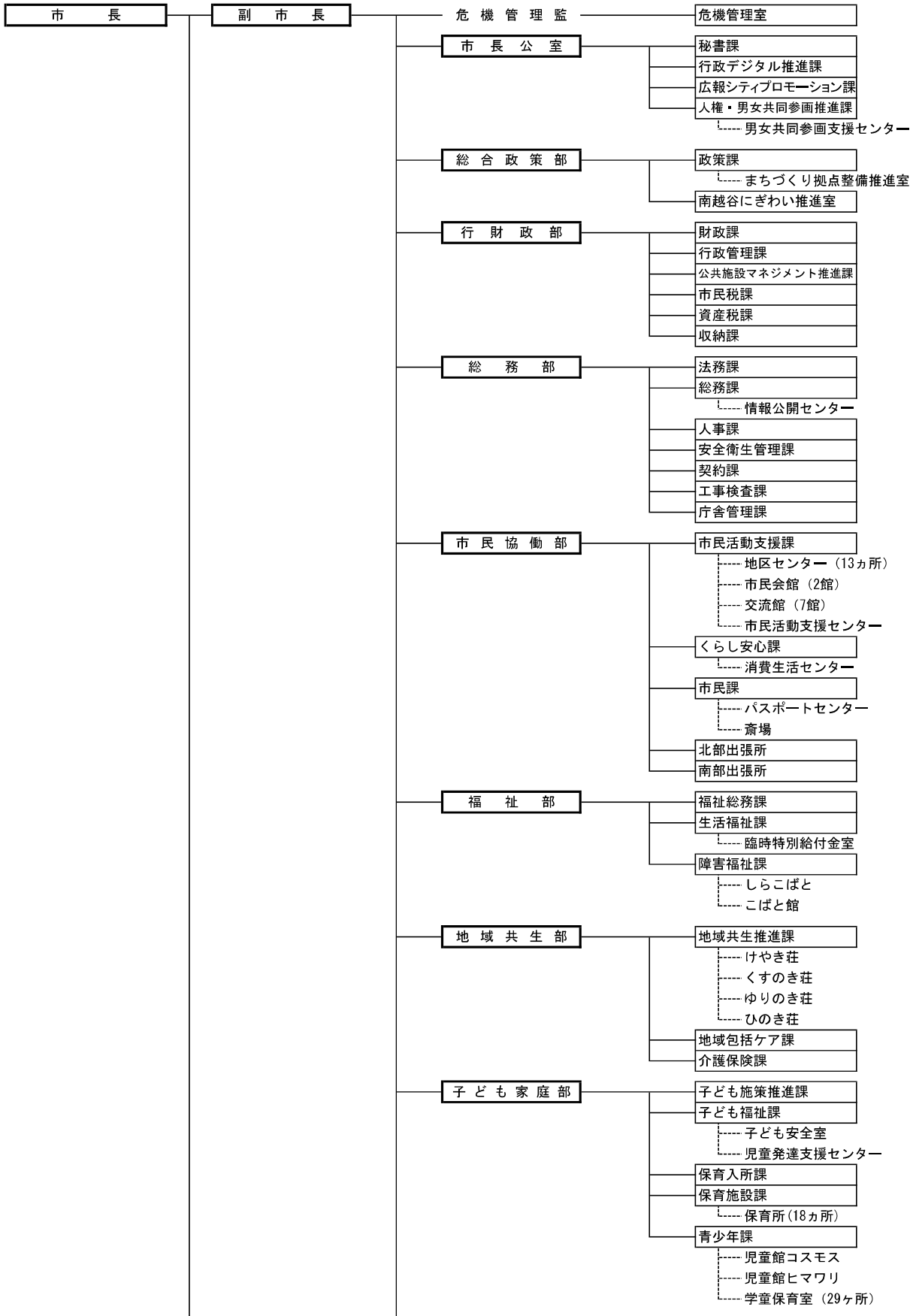


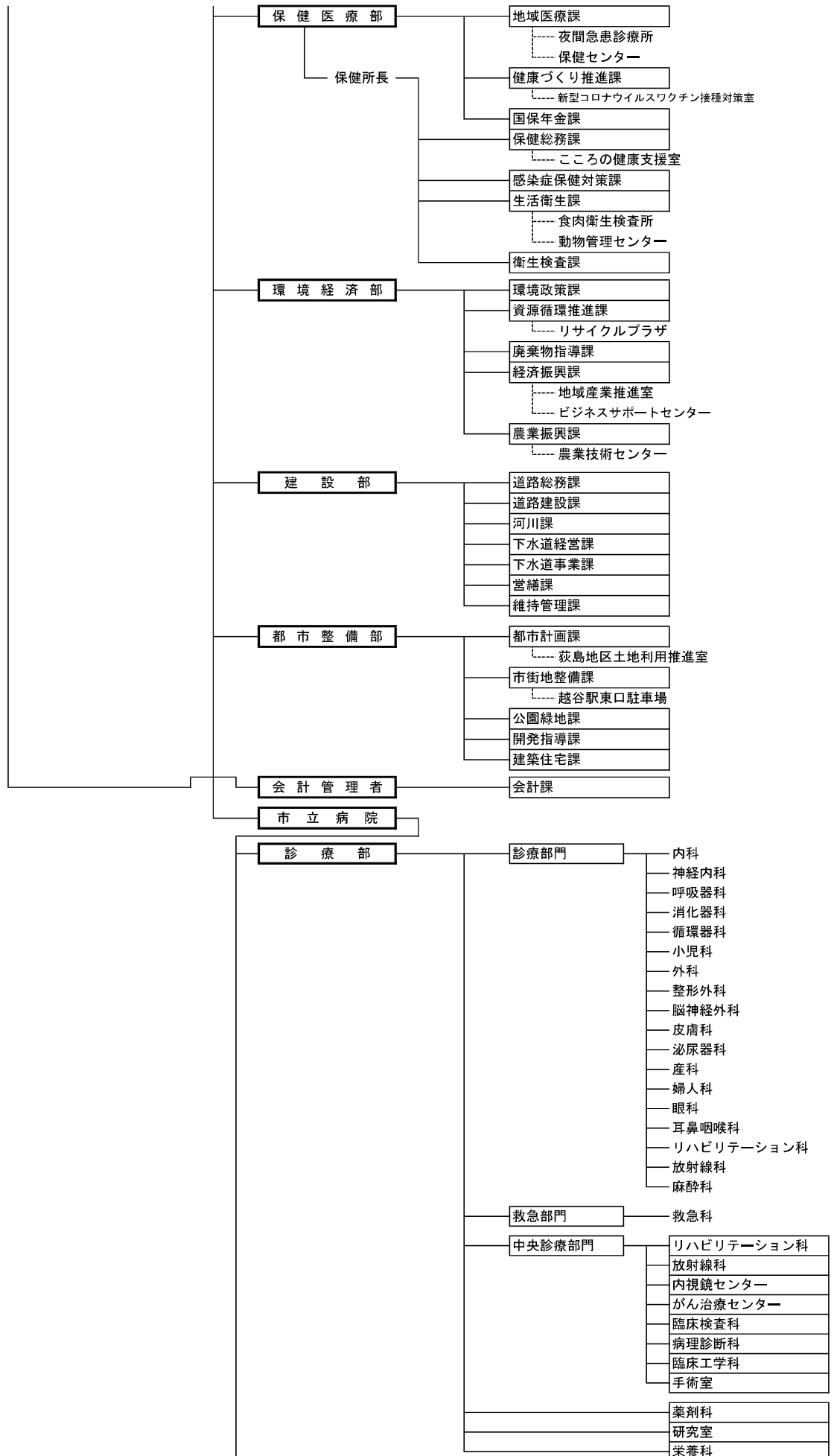
# 埼玉県内の市町村（令和4年4月1日現在）



# 越谷市行政機構図(令和4年4月1日)

22部77課







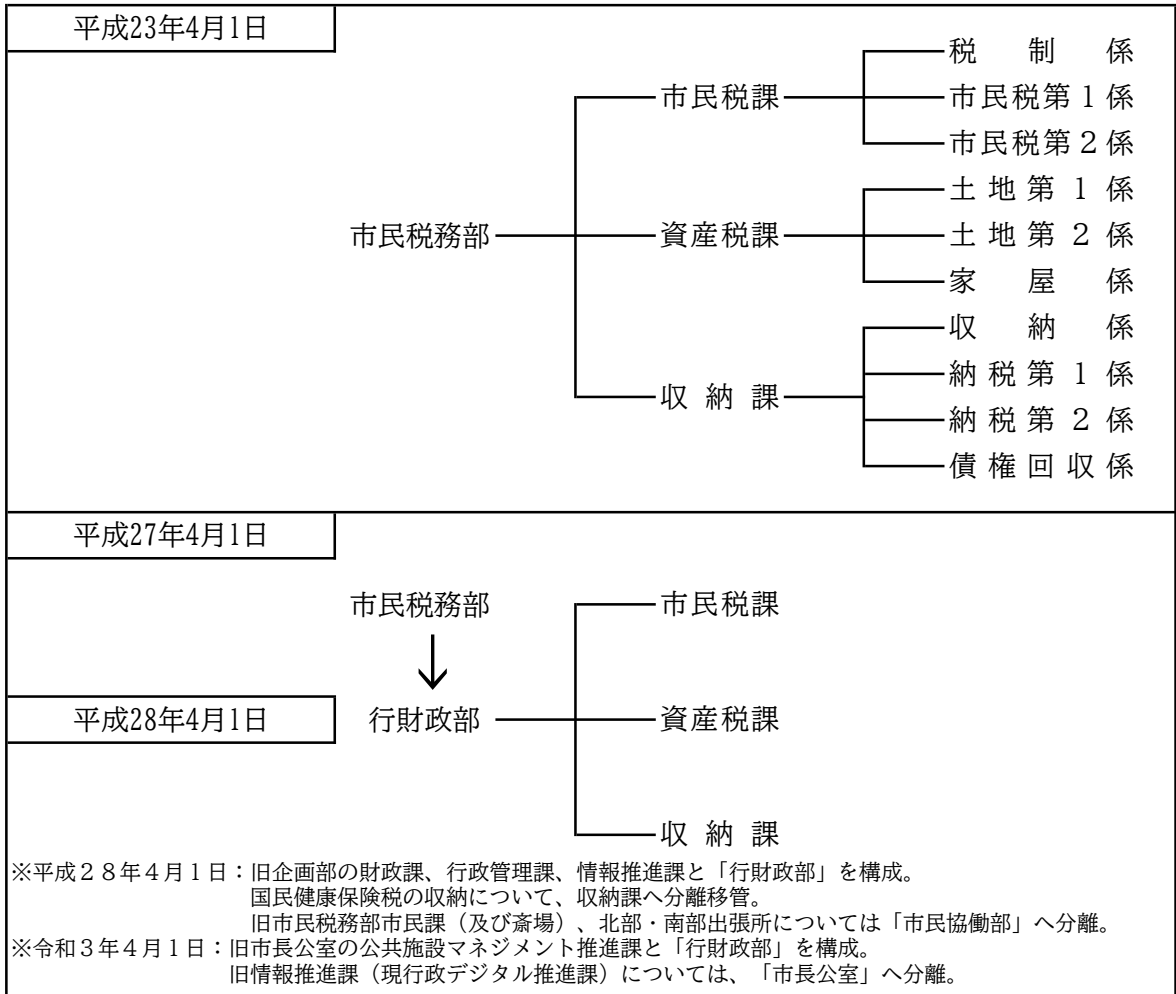


## 2 税務機構

### (1) 税務機構の変遷

昭和29年11月3日		税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>賦課係</li> <li>徴収係</li> </ul>
昭和40年4月1日		税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税係</li> <li>固定資産税係</li> <li>徴収係</li> </ul>
昭和44年1月1日		主税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸税係</li> <li>収納係</li> <li>徴収係</li> </ul>
		課税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税第1係</li> <li>市民税第2係</li> <li>資産税第1係</li> <li>資産税第2係</li> <li>国保税係</li> </ul>
昭和46年4月1日		主税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制係</li> <li>収納係</li> <li>徴収係</li> </ul>
平成3年10月1日	総務部 ↓ 税務部	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税第1係</li> <li>市民税第2係</li> </ul>
		資産税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸税係</li> <li>資産税第1係</li> <li>資産税第2係</li> </ul>
平成12年4月1日		市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制係</li> <li>市民税第1係</li> <li>市民税第2係</li> </ul>
平成18年4月1日	税務部 ↓ 市民税務部	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地第1係</li> <li>土地第2係</li> <li>家屋係</li> </ul>
		納税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納係</li> <li>納税第1係</li> <li>納税第2係</li> </ul>

※平成12年4月1日：国民健康保険税について、健康福祉部国民健康保険課へ分離移管。  
 ※平成18年4月1日：旧市民部市民課（及び斎場）、北部・南部出張所と「市民税務部」を構成。





## (2) 税務機構及び人員の配置

令和4年4月1日現在

部	課	部長 参事	副部长 副参事	課長 調整幹	副課長	主幹	主査	主任	主事 技師	計
行 財 政 部	部長	1								1
	副部长		1							1
	市民税課		1	0	1	3	2	11	18	36
	資産税課			1	2	5	4	11	13	36
	収納課			1	3	7	4	8	20	43
	合計	1	2	2	6	15	10	30	51	117

※兼務の場合は上位職で計上  
 ※再任用職員は含まない。

## (3) 税務職員数に関する比較

各年4月1日現在  
(単位：人、%)

区分	年度				
	30	31 (元)	2	3	4
職員数実数 (A) ※1	2,954	2,960	2,978	3,038	3,077
税務職員実数 (B)	114	116	119	120	117
【参考】行財政部職員実数 ※2	140	142	147	143	142
割合 (B) / (A)	3.9%	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%

※1 他団体からの派遣職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合の職員を含み、再任用短時間勤務職員は含まない。

※2 令和3年度に行財政部の構成課に変更あり（詳細は8ページを参照）。

(4) 税務職員年齢別調

令和4年4月1日現在  
(単位：人、歳)

区 分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	13	17	5	3	38	33
資産税課	10	17	8	1	36	35
収 納 課	15	18	7	3	43	34
計	38	52	20	7	117	34

(5) 職員税務経験年数調

令和4年4月1日現在  
(単位：人、年)

区 分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	10年以上	計	平均年数
市民税課	4	9	6	6	12	1	38	3.5
資産税課	7	6	2	8	10	3	36	3.3
収 納 課	7	9	7	9	6	5	43	3.9
計	18	24	15	23	28	9	117	3.5

※(3)、(4)及び(5)において、部長職は、市民税課分として計上し、再任用職員（短時間勤務）は含まない。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	行 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。 (11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

(令和4年4月1日現在)

○ 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）

委員定数 3人  
任 期 3年



## Ⅱ 財 政 と 市 税



# 1 令和3年度一般会計決算状況

(単位:千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
	款別	決算額	構成比		款別	決算額	構成比
1	市税	49,558,010	37.1	1	議会費	526,098	0.4
	個人市民税	(21,902,144)	(44.2)	2	総務費	16,097,996	13.2
	法人市民税	(2,835,320)	(5.7)	3	民生費	59,430,904	48.6
	固定資産税	(18,703,416)	(37.7)	4	衛生費	12,448,935	10.2
	軽自動車税	(477,464)	(1.0)	5	労働費	59,318	0.1
	市たばこ税	(2,358,167)	(4.8)	6	農林水産業費	510,359	0.4
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	1,147,260	0.9
	事業所税	(841,368)	(1.7)	8	土木費	9,690,342	7.9
	都市計画税	(2,440,131)	(4.9)	9	消防費	3,242,958	2.7
2	地方譲与税	754,953	0.6	10	教育費	10,562,116	8.6
3	利子割交付金	33,179	0.0	11	災害復旧費	0	0.0
4	配当割交付金	327,151	0.2	12	公債費	7,401,099	6.1
5	株式等譲渡所得割交付金	389,043	0.3	13	諸支出金	1,097,112	0.9
6	法人事業税交付金	463,581	0.3	14	予備費	0	0.0
7	地方消費税交付金	7,364,075	5.5				
8	環境性能割交付金	99,402	0.1				
9	地方特例交付金	707,050	0.5				
10	地方交付税	6,568,895	4.9				
11	交通安全対策特別交付金	41,587	0.0				
12	分担金及び負担金	491,684	0.4				
13	使用料及び手数料	1,451,812	1.1				
14	国庫支出金	33,892,201	25.4				
15	県支出金	7,380,049	5.5				
16	財産収入	126,808	0.1				
17	寄附金	19,825	0.0				
18	繰入金	4,630,190	3.5				
19	繰越金	6,630,798	5.0				
20	諸収入	3,117,782	2.3				
21	市債	9,579,300	7.2				
	歳入合計	133,627,375	100.0		歳出合計	122,214,497	100.0

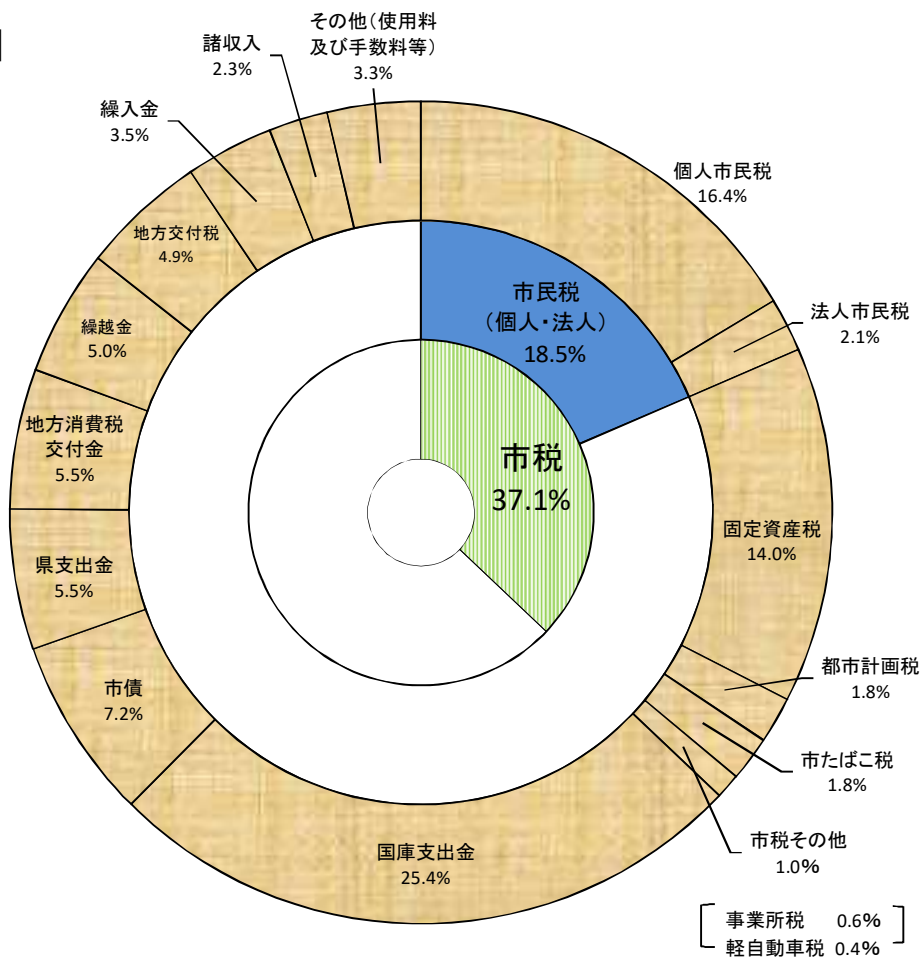
## 2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位:千円、%)

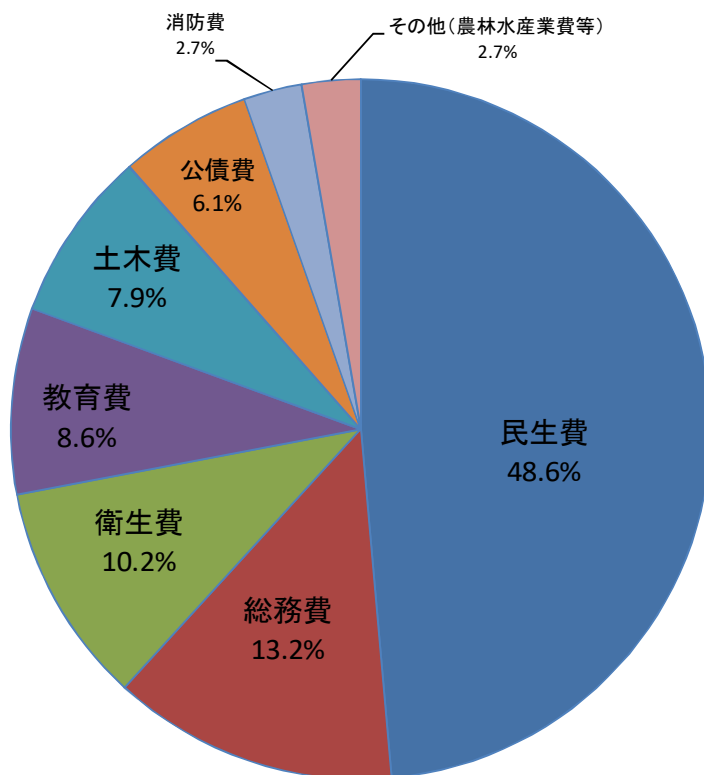
年度	区分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
29		103,145,736	48,276,134	46.8
30		102,850,194	48,815,895	47.5
31(元)		107,124,126	49,566,290	46.3
2		160,817,512	49,787,789	31.0
3		133,627,375	49,558,010	37.1

〈 令和3年度一般会計決算状況 〉

【歳入】



【歳出】





### 3 令和4年度一般会計当初予算状況

(単位:千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

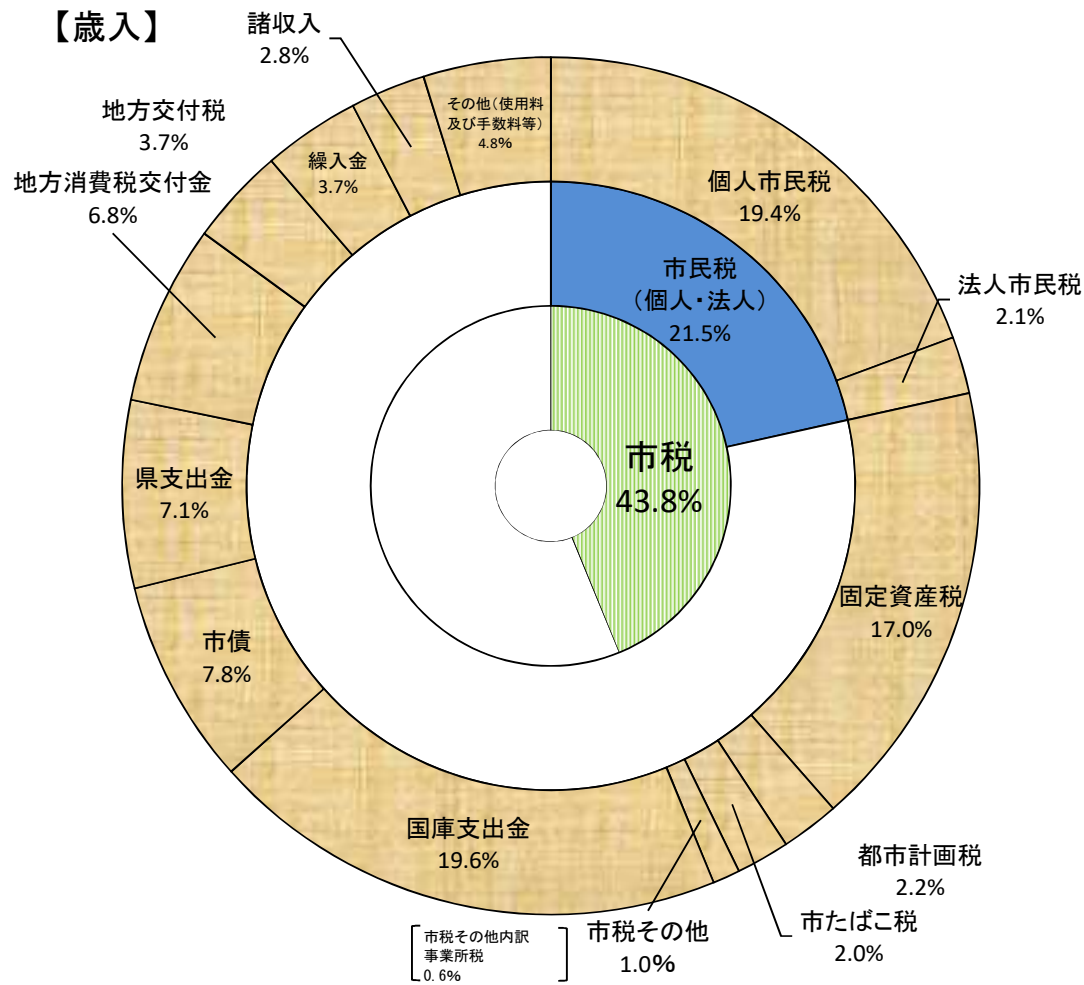
(1) 歳入				(2) 歳出			
	款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比	
1	市税	46,428,000	43.8	1	議会費	589,957	0.6
	個人市民税	(20,541,000)	(44.2)	2	総務費	10,218,493	9.6
	法人市民税	(2,277,000)	(4.9)	3	民生費	51,335,841	48.4
	固定資産税	(18,053,000)	(38.9)	4	衛生費	10,703,219	10.1
	軽自動車税	(430,000)	(0.9)	5	労働費	71,130	0.1
	市たばこ税	(2,130,000)	(4.6)	6	農林水産業費	600,100	0.6
	特別土地保有税	(0)	(0.0)	7	商工費	433,244	0.4
	事業所税	(665,000)	(1.4)	8	土木費	9,131,557	8.6
	都市計画税	(2,332,000)	(5.0)	9	消防費	4,021,072	3.8
2	地方譲与税	716,000	0.7	10	教育費	11,051,812	10.4
3	利子割交付金	30,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	200,000	0.2	12	公債費	7,697,155	7.3
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.2	13	諸支出金	26,410	0.0
6	法人事業税交付金	380,000	0.4	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	7,200,000	6.8				
8	環境性能割交付金	120,000	0.1				
9	地方特例交付金	380,000	0.4				
10	地方交付税	3,900,000	3.7				
11	交通安全対策特別交付金	42,000	0.0				
12	分担金及び負担金	469,750	0.4				
13	使用料及び手数料	1,465,435	1.4				
14	国庫支出金	20,772,010	19.6				
15	県支出金	7,495,660	7.1				
16	財産収入	81,610	0.1				
17	寄附金	4,710	0.0				
18	繰入金	3,885,371	3.7				
19	繰越金	1,000,000	0.9				
20	諸収入	3,007,054	2.8				
21	市債	8,222,400	7.7				
	歳入合計	106,000,000	100.0		歳出合計	106,000,000	100.0

### 4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

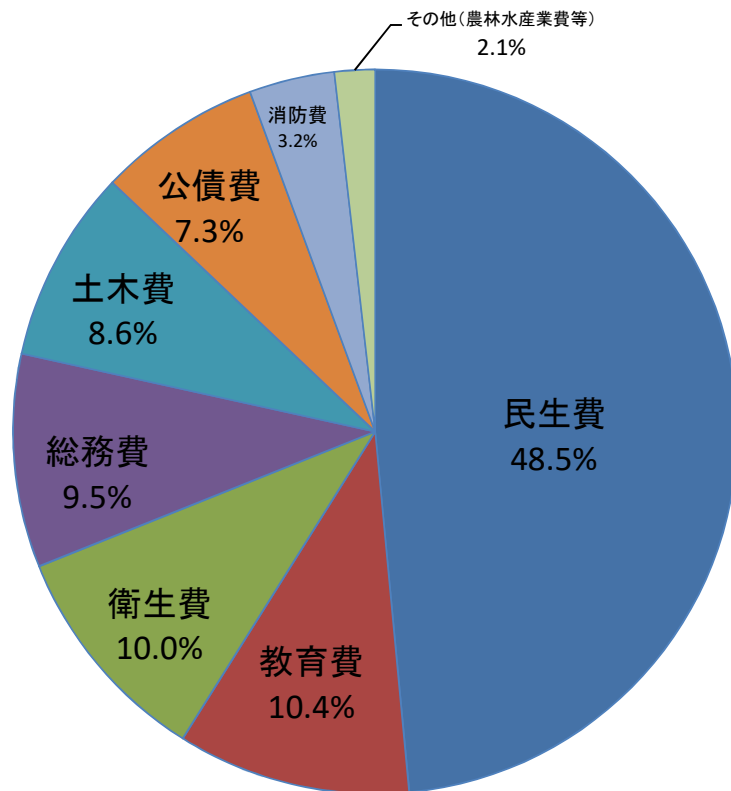
(単位:千円、%)

年度	区分	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
30		91,500,000	46,086,000	50.4
31(元)		98,300,000	46,807,000	47.6
2		105,600,000	46,844,000	44.4
3		103,200,000	44,340,000	43.0
4		106,000,000	46,428,000	43.8

〈令和4年度一般会計当初予算状況〉



**【歳出】**



# Ⅲ 市 税 総 括



1 税目別納税義務者数の推移(現年課税分・各年度最終)

(単位:人)

税目	年度	納 税 義 務 者 数				
		29	30	31・元	2	3
市民税		179,432	182,549	185,764	188,628	188,696
個人		171,261	174,255	177,380	180,185	180,095
法人		8,171	8,294	8,384	8,443	8,601
固定資産税		117,431	118,331	119,366	120,181	120,720
純固定		117,421	118,321	119,356	120,171	120,710
交・納付金		10	10	10	10	10
軽自動車税		61,229	61,885	62,740	63,475	64,716
市たばこ税		8	9	10	8	10
特別土地保有税		0	0	0	0	0
事業所税		402	403	402	403	438
都市計画税		92,969	93,838	94,806	95,534	96,205
合 計		451,471	457,015	463,088	468,229	470,785

2 税目別市税調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

税目	年度	調 定 額				
		29	30	31・元	2	3
市民税		23,972,503 101.2	24,548,185 103.6	24,967,759 101.7	24,843,653 99.5	24,675,406 99.3
個人		20,897,677 101.9	21,327,536 104.0	21,738,334 101.9	22,103,485 101.7	21,867,368 98.9
法人		3,074,826 96.8	3,220,649 101.4	3,229,425 100.3	2,740,168 84.9	2,808,038 102.5
固定資産税		18,647,311 101.0	18,565,047 100.6	18,820,733 101.4	19,082,864 101.4	18,604,097 97.5
純固定		18,605,273 101.0	18,522,812 100.6	18,781,007 101.4	19,043,323 101.4	18,564,744 97.5
交・納付金		42,038 99.5	42,235 99.9	39,726 94.1	39,541 99.5	39,353 99.5
軽自動車税		377,658 106.0	399,682 112.2	423,675 104.8	454,034 107.2	478,255 105.3
軽自動車税 ※令和2年度以後は種別割		377,658 106.0	399,682 112.2	418,681 104.8	437,566 104.5	458,333 104.7
環境性能割				4,994	16,468 329.8	19,922 121.0
市たばこ税		2,238,483 93.9	2,234,996 93.8	2,258,975 101.1	2,214,087 98.0	2,358,167 106.5
事業所税		731,521 98.7	743,358 100.3	750,014 100.9	769,188 102.6	817,395 106.3
都市計画税		2,433,354 101.3	2,421,369 100.8	2,448,493 101.1	2,477,781 101.2	2,426,689 97.9
特別土地保有税		0	0	0	0	0
合 計		48,400,830 100.8	48,912,637 101.8	49,669,649 101.5	49,841,607 100.3	49,360,009 99.0

※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額

※ 下段は前年度対比

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

### 3 市税一覧

税 目		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</li> <li>○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割）</li> <li>○ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割）</li> <li>○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割） ※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割）</li> <li>○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）</li> </ul>	1月1日（個人）
固 定 資 産 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土 地</li> <li>○家 屋</li> <li>○償却資産</li> </ul> } 当該固定資産の所有者	1月1日
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金		○国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽 自 動 車 税	種 別 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原動機付自転車</li> <li>○小型特殊自動車</li> <li>○2輪の小型自動車</li> <li>○軽自動車</li> </ul> } 所有者	4月1日
	環 境 性 能 割	三輪以上の軽自動車の取得者	
市 た ば こ 税		○ 売渡し等に係る製造たばこ ○ 卸売販売業者等	
特 別 土 地 保 有 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地又はその取得 ○ 当該土地の所有者又は取得者</li> </ul> ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } 7月1日 } （取得）
入 湯 税		○ 鉱泉浴場における入湯行為 ○ 入湯客	
事 業 所 税		○ 事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税		○ 市街化区域内の土地・家屋 ○ 当該土地・家屋の所有者	1月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期																																																																
<p>○ 個人均等割 3,500円(平成26年度～令和5年度)</p> <p>○ 個人所得割 6%(一律)</p> <p>○ 法人均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>市内の事業所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>50億円を超えるもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 3,000,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>10億円を超える50億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 1,750,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>10億円を超えるもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 410,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>1億円を超える10億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 400,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>1億円を超える10億円以下のもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 160,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>1千万円を超え1億円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 150,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>1千万円を超え1億円以下のもの</td><td>50人以下のもの</td><td>年額 130,000円</td></tr> <tr><td>8</td><td>1千万円以下のもの</td><td>50人を超えるもの</td><td>年額 120,000円</td></tr> <tr><td>9</td><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>年額 50,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 法人税割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1億円を超えるもの</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr> <tr><td>2</td><td>1億円以下のもの</td><td>年額 500万円を超えるもの</td><td>8.4/100</td></tr> <tr><td>3</td><td>1億円以下のもの</td><td>年額 500万円以下のもの</td><td>6.6/100</td></tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」により区分を判定</p>	区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率	1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円	2	10億円を超える50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円	3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円	4	1億円を超える10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円	5	1億円を超える10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円	6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円	7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円	8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円	9	上記以外の法人等		年額 50,000円	区分	資本金等の額	法人税額	税率	1	1億円を超えるもの	—	8.4/100	2	1億円以下のもの	年額 500万円を超えるもの	8.4/100	3	1億円以下のもの	年額 500万円以下のもの	6.6/100	<p>○ 個人 【個人申告】 3月15日 【給与支払報告書の提出】 1月31日</p> <p>【特別徴収に係る異動届出書の提出】 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の10日</p> <p>○ 法人 事業年度終了の日の翌日から原則として2ヵ月以内等</p>	<p>○ 個人 【第1期】6月1日～6月30日 【第2期】8月1日～8月31日 【第3期】10月1日～10月31日 【第4期】1月4日～1月31日</p> <p>【給与からの特別徴収】 翌月10日まで(6月～翌年5月)</p> <p>【公的年金からの特別徴収】 年金支払日の翌月10日まで</p> <p>○ 法人 申告期限と同じ</p>								
区分	資本金等の額	市内の事業所等の従業者数	税率																																																															
1	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	年額 3,000,000円																																																															
2	10億円を超える50億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 1,750,000円																																																															
3	10億円を超えるもの	50人以下のもの	年額 410,000円																																																															
4	1億円を超える10億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 400,000円																																																															
5	1億円を超える10億円以下のもの	50人以下のもの	年額 160,000円																																																															
6	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	年額 150,000円																																																															
7	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下のもの	年額 130,000円																																																															
8	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	年額 120,000円																																																															
9	上記以外の法人等		年額 50,000円																																																															
区分	資本金等の額	法人税額	税率																																																															
1	1億円を超えるもの	—	8.4/100																																																															
2	1億円以下のもの	年額 500万円を超えるもの	8.4/100																																																															
3	1億円以下のもの	年額 500万円以下のもの	6.6/100																																																															
<p>課税標準の1.4/100 (免税点) 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円</p>	○ 償却資産の申告 1月31日	<p>【第1期】5月1日～5月31日 【第2期】7月1日～7月31日 【第3期】12月1日～12月31日 【第4期】2月1日～2月末日</p>																																																																
<p>算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。</p>		6月30日																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>継続税率</th> <th>新税率</th> <th>重課税率</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> <td rowspan="4">新税率は平成28年度から適用</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量90cc以下</td> <td>—</td> <td>2,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量125cc以下</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>—</td> <td>3,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>—</td> <td>2,400円</td> <td>—</td> <td rowspan="6">           ・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用            ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用            ・上記以外は継続税率を適用         </td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>—</td> <td>5,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2輪小型自動車</td> <td>総排気量が250ccを超えるもの</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">2輪車(総排気量250cc以下)</td> <td>—</td> <td>3,600円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3輪車(総排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上(総排気量660cc以下)</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	継続税率	新税率	重課税率	適用	原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—	ミニカー	—	3,700円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—	2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—	軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—	3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円	乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円	貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円	貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円	<p>○ 取得申告 軽自動車等の所有者となった日から15日以内</p> <p>○ 廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内</p>	5月1日～5月31日
車種	継続税率	新税率	重課税率	適用																																																														
原動機付自転車	総排気量50cc以下(ミニカーを除く)	—	2,000円	—	新税率は平成28年度から適用																																																													
	2輪で総排気量90cc以下	—	2,000円	—																																																														
	2輪で総排気量125cc以下	—	2,400円	—																																																														
	ミニカー	—	3,700円	—																																																														
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に最初の新規検査から14年を経過するものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用																																																													
	その他(フォークリフト等)	—	5,900円	—																																																														
2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	—	6,000円	—																																																														
軽自動車	2輪車(総排気量250cc以下)	—	3,600円	—																																																														
		3輪車(総排気量660cc以下)	3,100円	3,900円		4,600円																																																												
	4輪以上(総排気量660cc以下)	乗用営業用	5,500円	6,900円		8,200円																																																												
		乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																													
貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																															
貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																															
<p>三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度等に応じて、通常の取得価格の1～3%(本則税率)</p>	車両番号の指定のとき等	申告期限と同じ																																																																
1,000本につき5,692円	翌月末日	申告期限と同じ																																																																
<p>課税標準……土地の取得価額 税率……(保有)1.4/100 (取得)3/100 (免税点) 保有 1月1日に所有する 土地の合計面積……5,000㎡未満 取得 毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した 土地の合計面積……5,000㎡未満</p>	<p>【保有】 5月31日 【取得】 2月末日 8月31日</p>	申告期限と同じ																																																																
1人1日 150円	翌月15日	申告期限と同じ																																																																
<p>資産割 事業所床面積1㎡につき600円 (免税点) 市内合計事業所床面積1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 (免税点) 市内合計従業者数100人以下</p>	<p>○ 法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内 ○ 個人 事業を行った年の翌年の3月15日</p>	申告期限と同じ																																																																
固定資産税(土地・家屋)の課税標準の0.2/100		固定資産税と同じ																																																																

※令和4年4月1日現在

#### 4 令和3年度市税決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	収入歩合	
					予算額	調定額
市税合計		45,512,000,000	50,589,152,568 50,590,223,468	49,558,009,826	108.89	97.96 97.96
現年課税分		45,093,000,000	49,360,008,747	49,011,463,633	108.69	99.29
滞納繰越分		419,000,000	1,229,143,821 1,230,214,721	546,546,193	130.44	44.47 44.43
市民税		22,172,000,000	25,376,800,132	24,737,464,047	111.57	97.48
個人		20,475,000,000	22,520,962,794	21,902,143,899	106.97	97.25
現年課税分		20,233,000,000	21,867,368,285	21,644,665,065	106.98	98.98
滞納繰越分		242,000,000	653,594,509	257,478,834	106.40	39.39
法人		1,697,000,000	2,855,837,338	2,835,320,148	167.08	99.28
現年課税分		1,692,000,000	2,808,037,900	2,802,064,260	165.61	99.79
滞納繰越分		5,000,000	47,799,438	33,255,888	665.12	69.57
固定資産税		17,928,000,000	19,034,179,020	18,703,416,496	104.33	98.26
固定資産税		17,889,000,000	18,994,826,120	18,664,063,596	104.33	98.26
現年課税分		17,741,000,000	18,564,743,700	18,465,801,581	104.09	99.47
滞納繰越分		148,000,000	430,082,420	198,262,015	133.96	46.10
交付金		39,000,000	39,352,900	39,352,900	100.90	100.00
軽自動車税		373,000,000	492,234,869	477,463,503	128.01	97.00
種別割		363,000,000	472,312,969	457,541,603	126.04	96.87
現年課税分		358,000,000	458,332,800	452,678,262	126.45	98.77
滞納繰越分		5,000,000	13,980,169	4,863,341	97.27	34.79
環境性能割		10,000,000	19,921,900	19,921,900	199.22	100.00
現年課税分		10,000,000	19,921,900	19,921,900	199.22	100.00
市たばこ税		2,070,000,000	2,358,167,162	2,358,167,162	113.92	100.00
現年課税分		2,070,000,000	2,358,167,162	2,358,167,162	113.92	100.00
滞納繰越分		0	0			
事業所税		661,000,000	843,951,900	841,367,900	127.29	99.69
現年課税分		660,000,000	817,395,200	815,439,700	123.55	99.76
滞納繰越分		1,000,000	26,556,700	25,928,200	2592.82	97.63
都市計画税		2,308,000,000	2,483,819,485	2,440,130,718	105.72	98.24
現年課税分		2,290,000,000	2,426,688,900	2,413,372,803	105.39	99.45
滞納繰越分		18,000,000	57,130,585	26,757,915	148.66	46.84
特別土地保有税		0	0 1,070,900	0		0.00
現年課税分		0	0	0		
滞納繰越分		0	1,070,900	0		0.00



(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	過誤納還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			2 予算額	2 調定額	1 予算額	1 調定額
97,186,836	941,084,160 942,155,060	7,128,254	105.16	97.39 97.38	104.55	97.29 97.29
1,615,057	353,903,996	6,973,939	105.10	98.87	104.53	98.87
95,571,779	587,180,164	154,315	111.53	39.73	106.92	35.90
95,571,779	588,251,064			39.70		35.87
73,843,297	569,550,562	4,057,774	106.25	96.91	104.98	96.62
70,315,362	552,515,007	4,011,474	105.17	96.77	103.15	96.27
1,460,057	225,221,922	3,978,759	104.95	98.74	102.99	98.44
68,855,305	327,293,085	32,715	123.09	40.45	116.06	36.60
3,527,935	17,035,555	46,300	115.97	98.08	119.21	98.97
0	6,019,940	46,300	116.02	98.53	119.44	99.79
3,527,935	11,015,615	0	94.59	30.85	55.31	17.14
18,765,153	314,618,797	2,621,426	103.38	97.73	103.10	97.77
18,765,153	314,618,797	2,621,426	103.39	97.72	103.10	97.77
115,453	101,359,979	2,533,313	103.46	99.01	103.16	99.04
18,649,700	213,258,818	88,113	95.84	38.84	95.93	35.91
	0	0	101.39	100.00	101.86	100.00
2,022,392	12,843,274	94,300	114.98	96.30	116.50	95.65
2,022,392	12,843,274	94,300	116.72	96.16	117.06	95.60
23,900	5,703,338	72,700	116.89	98.57	117.46	98.19
1,998,492	7,139,936	21,600	106.51	36.34	93.90	32.74
0	0	0	82.34	100.00	83.24	100.00
0	0	0	82.34	100.00	83.24	100.00
	0	0	105.94	100.00	107.57	100.00
0	0	0	105.94	100.00	107.57	100.00
0	0	0				
0	2,584,000	0	112.98	96.57	113.21	99.45
0	1,955,500	0	112.82	96.80	113.13	99.55
0	628,500	0	219.11	52.66	164.41	67.29
2,555,994	41,487,527	354,754	103.78	97.68	104.62	97.72
15,647	13,643,317	342,867	103.83	98.98	104.67	99.01
2,540,347	27,844,210	11,887	99.05	39.42	98.65	36.38
0	0					
0	1,070,900	0		0.00		0.00
0	0	0				
0	0	0				
0	1,070,900	0		0.00		0.00

## 5 市税決算状況の推移

税目	年度 区分	29			30		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計		49,680,421,130 (49,681,492,030)	48,276,134,042	97.17 (97.17)	50,216,494,417 (50,217,565,317)	48,815,895,030	97.21 (97.21)
現年課税分		48,400,829,562	47,888,421,540	98.94	48,912,636,900	48,372,044,333	98.89
滞納繰越分		1,279,591,568 (1,280,662,468)	387,712,502	30.30 (30.27)	1,303,857,517 (1,304,928,417)	443,850,697	34.04 (34.01)
市民税		24,812,414,571	23,884,036,670	96.26	25,391,841,094	24,462,401,477	96.34
個人		21,693,536,719	20,807,264,122	95.91	22,131,745,090	21,241,733,632	95.98
現年課税分		20,897,677,435	20,586,336,016	98.51	21,327,535,640	20,982,707,901	98.38
滞納繰越分		795,859,284	220,928,106	27.76	804,209,450	259,025,731	32.21
法人		3,118,877,852	3,076,772,548	98.65	3,260,096,004	3,220,667,845	98.79
現年課税分		3,074,825,800	3,067,275,785	99.75	3,220,648,800	3,213,617,421	99.78
滞納繰越分		44,052,052	9,496,763	21.56	39,447,204	7,050,424	17.87
固定資産税		19,016,492,020	18,616,416,209	97.90	18,952,527,235	18,556,474,757	97.91
固定資産税		18,974,453,620	18,574,377,809	97.89	18,910,292,735	18,514,240,257	97.91
現年課税分		18,605,272,600	18,443,028,254	99.13	18,522,812,800	18,364,655,519	99.15
滞納繰越分		369,181,020	131,349,555	35.58	387,479,935	149,584,738	38.60
交付金		42,038,400	42,038,400	100.00	42,234,500	42,234,500	100.00
軽自動車税		394,349,922	373,787,312	94.79	418,864,407	399,279,424	95.32
種別割		394,349,922	373,787,312	94.79	418,864,407	399,279,424	95.32
現年課税分		377,657,700	368,904,227	97.68	399,682,900	392,172,840	98.12
滞納繰越分		16,692,222	4,883,085	29.25	19,181,507	7,106,584	37.05
環境性能割							
現年課税分							
市たばこ税		2,238,482,927	2,238,482,927	100.00	2,234,995,860	2,234,995,860	100.00
現年課税分		2,238,482,927	2,238,482,927	100.00	2,234,995,860	2,234,995,860	100.00
滞納繰越分		0	0		0	0	
特別土地保有税		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分		0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
滞納繰越分		0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税		735,316,700	733,928,700	99.81	744,745,700	742,302,400	99.67
現年課税分		731,521,000	730,761,500	99.90	743,357,700	741,542,900	99.76
滞納繰越分		3,795,700	3,167,200	83.44	1,388,000	759,500	54.72
都市計画税		2,483,364,990	2,429,482,224	97.83	2,473,520,121	2,420,441,112	97.85
現年課税分		2,433,353,700	2,411,594,431	99.11	2,421,368,700	2,400,117,392	99.12
滞納繰越分		50,011,290	17,887,793	35.77	52,151,421	20,323,720	38.97

※( )内は徴収猶予分を含む。

※軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から課税開始

(単位:円、%)

31・元			2		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
50,942,281,553 (50,943,352,453)	49,561,295,701	97.29 (97.29)	51,107,985,126 (51,109,056,026)	49,771,320,575	97.38 (97.38)
49,664,654,743	49,102,610,207	98.87	49,825,139,632	49,261,612,152	98.87
1,277,626,810 (1,278,697,710)	458,685,494	35.90 (35.87)	1,282,845,494 (1,283,916,394)	509,708,423	39.73 (39.70)
25,789,532,007	24,916,585,491	96.62	25,634,908,377	24,843,950,503	96.91
22,527,832,883	21,688,455,328	96.27	22,876,346,519	22,138,484,133	96.77
21,738,334,188	21,399,459,872	98.44	22,103,485,051	21,825,840,156	98.74
789,498,695	288,995,456	36.60	772,861,468	312,643,977	40.45
3,261,699,124	3,228,130,163	98.97	2,758,561,858	2,705,466,370	98.08
3,229,424,800	3,222,599,252	99.79	2,740,168,200	2,699,791,100	98.53
32,274,324	5,530,911	17.14	18,393,658	5,675,270	30.85
19,205,410,381	18,777,750,152	97.77	19,497,427,643	19,054,598,828	97.73
19,165,683,981	18,738,023,752	97.77	19,457,886,443	19,015,057,628	97.72
18,781,007,000	18,599,885,911	99.04	19,043,322,900	18,854,042,150	99.01
384,676,981	138,137,841	35.91	414,563,543	161,015,478	38.84
39,726,400	39,726,400	100.00	39,541,200	39,541,200	100.00
440,883,770	416,731,739	94.52	471,621,696	437,698,116	92.81
435,889,470	416,731,739	95.60	455,153,696	437,698,116	96.16
418,681,100	411,097,536	98.19	437,565,800	431,307,275	98.57
17,208,370	5,634,203	32.74	17,587,896	6,390,841	36.34
4,994,300	4,994,300	100.00	16,468,000	16,468,000	100.00
4,994,300	4,994,300	100.00	16,468,000	16,468,000	100.00
2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
2,258,974,355	2,258,974,356	100.00	2,214,087,081	2,214,087,085	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
752,457,000	748,296,000	99.45	773,349,300	746,792,600	96.57
750,013,700	746,651,900	99.55	769,188,300	744,601,500	96.80
2,443,300	1,644,100	67.29	4,161,000	2,191,100	52.66
2,500,018,340	2,442,957,963	97.72	2,533,059,029	2,474,193,443	97.68
2,448,493,200	2,424,214,980	99.01	2,477,781,100	2,452,401,686	98.98
51,525,140	18,742,983	36.38	55,277,929	21,791,757	39.42

## 6 市税負担状況の推移

年度		年度				
		29	30	31・元	2	3
区分						
市税収入合計		48,276,134,042	48,815,895,030	49,566,290,001	49,787,788,575	49,558,009,826
人口		341,095	343,383	344,682	345,487	344,674
世帯数		151,228	153,949	156,453	158,751	159,682
1人当たり市税負担額		141,533	142,162	143,803	144,109	143,782
1世帯当たり市税負担額		319,227	317,091	316,813	313,622	310,354
市民 1人 当たり	市民税	70,021	71,239	72,289	71,910	71,771
	固定資産税	54,578	54,040	54,478	55,153	54,264
	軽自動車税	1,096	1,163	1,223	1,315	1,385
	市たばこ税	6,563	6,509	6,554	6,409	6,842
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	2,152	2,162	2,171	2,162	2,441
	都市計画税	7,123	7,049	7,088	7,161	7,080
1 世帯 当たり	市民税	157,934	158,899	159,259	156,496	154,917
	固定資産税	123,102	120,537	120,022	120,028	117,129
	軽自動車税	2,472	2,594	2,695	2,861	2,990
	市たばこ税	14,802	14,518	14,439	13,947	14,768
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事業所税	4,853	4,822	4,783	4,704	5,269
	都市計画税	16,065	15,722	15,615	15,585	15,281

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

# IV 市 民 稅



## 1 調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円)

区 分		年 度	調 定 額				
			29	30	31・元	2	3
個 人	普通徴収	均等割	130,084	130,504	131,044	151,450	145,431
		所得割	4,818,030	4,927,356	5,002,292	4,901,177	4,776,917
		計	4,948,114	5,057,860	5,133,336	5,052,627	4,922,348
	特別徴収	均等割	469,224	479,378	489,646	478,322	485,160
		所得割	15,480,339	15,790,298	16,115,352	16,572,536	16,459,860
		計	15,949,563	16,269,676	16,604,998	17,050,858	16,945,020
	小 計	均等割	599,308	609,882	620,690	629,772	630,591
		所得割	20,298,369	20,717,654	21,117,644	21,473,713	21,236,777
		計	20,897,677	21,327,536	21,738,334	22,103,485	21,867,368
法 人	均 等 割	902,091	890,680	915,679	892,724	902,298	
	法人税割	2,172,735	2,329,969	2,313,746	1,847,444	1,905,740	
	計	3,074,826	3,220,649	3,229,425	2,740,168	2,808,038	
合 計			23,972,503	24,548,185	24,967,759	24,843,653	24,675,406

## 2 納税義務者数の推移(現年課税分)

(単位:人)

区 分		年 度	納 税 義 務 者 数				
			29	30	31・元	2	3
個 人	普通徴収	49,309	49,926	50,211	50,106	48,153	
	特別徴収	121,952	124,329	127,169	130,079	131,942	
	小 計	171,261	174,255	177,380	180,185	180,095	
法 人		8,171	8,294	8,384	8,443	8,601	
合 計		179,432	182,549	185,764	188,628	188,696	

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

### 3 決算状況の推移

税目	年度 区分	29			30		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税		24,812,414	23,884,037	96.26	25,391,841	24,462,401	96.34
現年課税分		23,972,503	23,653,612	98.67	24,548,185	24,196,324	98.57
滞納繰越分		839,911	230,425	27.43	843,656	266,077	31.54
個人		21,693,536	20,807,264	95.91	22,131,745	21,241,734	95.98
現年課税分		20,897,677	20,586,336	98.51	21,327,536	20,982,708	98.38
均等割		599,308	590,380	98.51	609,882	600,021	98.38
所得割		20,298,369	19,995,956	98.51	20,717,654	20,382,687	98.38
滞納繰越分		795,859	220,928	27.76	804,209	259,026	32.21
法人		3,118,878	3,076,773	98.65	3,260,096	3,220,667	98.79
現年課税分		3,074,826	3,067,276	99.75	3,220,649	3,213,616	99.78
均等割		902,091	899,876	99.75	890,680	888,735	99.78
法人税割		2,172,735	2,167,400	99.75	2,329,969	2,324,881	99.78
滞納繰越分		44,052	9,497	21.56	39,447	7,051	17.87



(単位:千円、%)

31・元			2			3		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
25,789,532	24,916,585	96.62	25,634,908	24,843,940	96.91	25,376,800	24,737,464	97.48
24,967,759	24,622,059	98.62	24,843,653	24,525,621	98.72	24,675,406	24,446,729	99.07
821,773	294,526	35.84	791,255	318,319	40.23	701,394	290,735	41.45
22,527,833	21,688,456	96.27	22,876,346	22,138,484	96.77	22,520,963	21,902,144	97.25
21,738,334	21,399,460	98.44	22,103,485	21,825,840	98.74	21,867,368	21,644,665	98.98
620,690	611,014	98.44	629,772	621,808	98.74	630,590	624,115	98.97
21,117,644	20,788,446	98.44	21,473,713	21,204,032	98.74	21,236,778	21,020,550	98.98
789,499	288,996	36.60	772,861	312,644	40.45	653,595	257,479	39.39
3,261,699	3,228,129	98.97	2,758,562	2,705,456	98.07	2,855,837	2,835,320	99.28
3,229,425	3,222,599	99.79	2,740,168	2,699,781	98.53	2,808,038	2,802,064	99.79
915,679	913,743	99.79	892,724	879,560	98.53	902,298	900,377	99.79
2,313,746	2,308,856	99.79	1,847,444	1,820,221	98.53	1,905,740	1,901,687	99.79
32,274	5,530	17.13	18,394	5,675	30.85	47,799	33,256	69.57

## 4 個人市民税

### (1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移(現年課税分)

区 分 \ 年 度	28		30	
	調定額	構成比	調定額	構成比
普 通 徴 収	5,026,304,100	24.51	5,057,860,300	23.72
特 別 徴 収	15,484,612,921	75.49	16,269,675,340	76.28
合 計	20,510,917,021	100.00	21,327,535,640	100.00

### (2) 納税義務者数等の推移

区 分 \ 年 度	28		30	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市 民 税 合 計	168,039	100.00	174,255	100.00
均 等 割 の み	9,531	5.67	10,152	5.83
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	158,508	94.33	164,103	94.17
普 通 徴 収	50,934	30.31	49,926	28.65
均 等 割 の み	5,129	3.05	5,207	2.99
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	45,805	27.26	44,719	25.66
特 別 徴 収	117,105	69.69	124,329	71.35
均 等 割 の み	4,402	2.62	4,945	2.84
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	112,703	67.07	119,384	68.51
特別徴収義務者数	33,215		35,046	

(単位:円、%)

31・元		2		3	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
5,133,335,900	23.61	5,052,627,100	22.86	4,922,348,200	22.51
16,604,998,288	76.39	17,050,857,951	77.14	16,945,020,085	77.49
21,738,334,188	100.00	22,103,485,051	100.00	21,867,368,285	100.00

(単位:人、%)

31・元		2		3	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
177,380	100.00	180,185	100.00	180,095	100.00
10,443	5.89	10,490	5.82	10,506	5.83
0	0.00	0	0.00	0	0.00
166,937	94.11	169,695	94.18	169,589	94.17
50,211	28.31	50,106	27.81	48,153	26.74
5,366	3.03	5,374	2.98	5,115	2.84
0	0.00	0	0.00	0	0.00
44,845	25.28	44,732	24.83	43,038	23.90
127,169	71.69	130,079	72.19	131,942	73.26
5,077	2.86	5,116	2.84	5,391	2.99
0	0.00	0	0.00	0	0.00
122,092	68.83	124,963	69.35	126,551	70.27
36,125		36,434		36,527	

(3) 納税義務者の状況(令和4年度当初)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	5,149	18,022	-	-	139,974
営業等所得者	817	2,860	-	-	6,618
農業所得者	11	39	-	-	39
その他の所得者	4,202	14,707	-	-	22,974
家屋敷等のみ	160	560	-	-	-
合計	10,339	36,188	0	0	169,605

(4) 特別徴収義務者等の状況(令和4年度当初)

(単位:人、千円)

区分	特別徴収 義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A=B+C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係る分	36,869	122,634	3,876	16,407,836	15,978,735	429,101
年金特徴に 係る分	8	24,401	4,120	835,599	768,861	66,738

(単位:人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A+C+E
		納税義務者数 H=A+E	均等割額 I=B+F	納税義務者数 J=C+E	所得割額 K=D+G	
489,909	18,038,243	145,123	507,931	139,974	18,038,243	145,123
23,163	1,207,379	7,435	26,023	6,618	1,207,379	7,435
137	3,460	50	176	39	3,460	50
80,409	2,334,304	27,176	95,116	22,974	2,334,304	27,176
-	-	160	560	-	-	160
593,618	21,583,386	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944

## (5) 課税状況の推移(各年度当初)

(単位:人、千円)

区分 年度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
29	169,789	594,265	160,289	20,019,571	169,789	20,613,836
30	172,137	602,482	162,163	20,360,662	172,137	20,963,144
31・元	175,717	615,012	165,478	20,859,482	175,717	21,474,494
2	178,108	623,380	167,935	21,213,217	178,108	21,836,597
3	178,484	624,695	168,189	20,842,984	178,484	21,467,679
4	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944	22,213,192

## (6) 市民税・県民税調定額の推移(現年課税分)

区分	年度	納税義務者数	前年度対比	市民税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通徴収	29	49,309	96.8	4,818,030	130,084	4,948,114	98.4	23.7	3,206,637
	30	49,926	101.3	4,927,356	130,504	5,057,860	102.2	23.7	3,278,930
	1	50,211	100.6	5,002,292	131,044	5,133,336	101.5	23.6	3,329,118
	2	50,106	99.8	4,901,177	151,450	5,052,627	98.4	22.9	3,265,931
	3	48,153	96.1	4,776,917	145,431	4,922,348	97.4	22.5	3,183,076
特別徴収	29	121,952	104.1	15,480,339	469,224	15,949,563	103.0	76.3	10,322,283
	30	124,329	101.9	15,790,298	479,378	16,269,676	102.0	76.3	10,530,275
	1	127,169	102.3	16,115,352	489,646	16,604,998	102.1	76.4	10,746,485
	2	130,079	102.3	16,572,536	478,322	17,050,858	102.7	77.1	11,045,606
	3	131,942	101.4	16,459,860	485,160	16,945,020	99.4	77.5	10,970,310
合計	29	171,261	101.9	20,298,369	599,308	20,897,677	101.9	100.0	13,528,920
	30	174,255	101.7	20,717,654	609,882	21,327,536	102.1	100.0	13,809,205
	1	177,380	101.8	21,117,644	620,690	21,738,334	101.9	100.0	14,075,603
	2	180,185	101.6	21,473,713	629,772	22,103,485	101.7	100.0	14,311,537
	3	180,095	100.0	21,236,777	630,591	21,867,368	98.9	100.0	14,153,386

## (7) 市民税・県民税収入済額の推移(現年課税分)

区分 年度	調定額		
	市民税	県民税	合計
29	20,897,677	13,785,761	34,683,438
30	21,327,536	14,070,582	35,398,118
31・元	21,738,334	14,341,612	35,398,118
2	22,103,485	14,581,413	36,684,898
3	21,867,368	14,423,592	36,290,960

(単位:千円、%)

県 民 税				合 計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
55,740	3,262,377	98.5	23.7	8,024,667	185,824	8,210,491	98.5	23.7
55,928	3,334,858	102.2	23.7	8,206,286	186,432	8,392,718	102.2	23.7
56,161	3,385,279	101.5	23.6	8,331,410	187,205	8,518,615	101.5	23.6
65,159	3,331,090	98.4	22.8	8,167,108	216,609	8,383,717	98.4	22.9
62,598	3,245,674	97.4	22.5	7,959,993	208,029	8,168,022	97.4	22.5
201,101	10,523,384	103.0	76.3	25,802,622	670,325	26,472,947	103.0	76.3
205,449	10,735,724	102.0	76.3	26,320,573	684,827	27,005,400	102.0	76.3
209,849	10,956,334	102.1	76.4	26,861,837	699,495	27,561,332	102.1	76.4
204,718	11,250,324	102.7	77.2	27,618,142	683,040	28,301,182	102.7	77.1
207,608	11,177,918	99.4	77.5	27,430,170	692,768	28,122,938	99.4	77.5
256,841	13,785,761	101.9	100.0	33,827,289	856,149	34,683,438	101.9	100.0
261,377	14,070,582	102.1	100.0	34,526,859	871,259	35,398,118	102.1	100.0
266,010	14,341,613	101.9	100.0	35,193,247	886,700	36,079,947	101.9	100.0
269,877	14,581,414	101.7	100.0	35,785,250	899,649	36,684,899	101.7	100.0
270,206	14,423,592	98.9	100.0	35,390,163	900,797	36,290,960	98.9	100.0

(単位:千円、%)

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
20,586,336	13,580,367	34,166,703	0.39747371031
20,982,708	13,843,010	34,825,718	0.39749388380
21,399,460	14,118,027	34,825,718	0.39749509648
21,825,840	14,398,236	36,224,076	0.39747696242
21,644,665	14,276,678	35,921,343	0.39744276720

## 5 法人市民税

### (1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	均等割額	
				均等割額	法人税割額
29		8,171	101.2	885,290,900	2,120,024,200
				16,799,900	52,710,800
30		8,294	101.5	875,736,800	2,269,017,100
				14,943,400	60,951,500
31・元		8,384	101.1	898,179,400	2,251,631,500
				17,499,500	62,114,400
2		8,443	100.7	874,034,500	1,795,456,400
				18,689,700	51,987,600
3		8,601	101.9	880,990,800	1,852,388,000
				21,306,700	53,352,400

### (2) 月別調定額の状況

月・年度	区分	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4	2	34,834,600	9,913,000	44,747,600	65,128,600
	3	33,919,600	14,619,300	48,538,900	41,346,500
5	2	108,687,200	1,605,200	110,292,400	205,226,700
	3	115,881,800	1,258,000	117,139,800	200,260,100
6	2	150,177,300	1,001,400	151,178,700	488,654,900
	3	163,207,800	1,313,600	164,521,400	400,157,800
7	2	85,580,700	850,800	86,431,500	153,296,100
	3	82,690,400	737,500	83,427,900	194,316,100
8	2	60,277,300	657,400	60,934,700	129,474,600
	3	50,111,400	798,800	50,910,200	109,300,000
9	2	49,783,300	515,600	50,298,900	79,684,900
	3	49,169,200	1,069,900	50,239,100	73,881,000
10	2	69,629,100	508,300	70,137,400	98,933,400
	3	64,588,700	438,200	65,026,900	89,548,500
11	2	159,790,000	799,900	160,589,900	354,262,900
	3	146,218,100	100,000	146,318,100	447,915,400
12	2	42,794,100	337,400	43,131,500	70,629,800
	3	57,933,900	204,000	58,137,900	109,261,700
1	2	30,399,100	487,500	30,886,600	64,360,500
	3	26,305,400	200,000	26,505,400	46,513,200
2	2	40,149,200	853,200	41,002,400	47,013,600
	3	41,296,800	91,600	41,388,400	59,378,600
3	2	41,932,600	1,160,000	43,092,600	38,790,400
	3	49,667,700	475,800	50,143,500	80,509,100
計	2	874,034,500	18,689,700	892,724,200	1,795,456,400
	3	880,990,800	21,306,700	902,297,500	1,852,388,000



(単位:人、%、円)

計	合計	前年度対比	収入済額	収納率
3,005,315,100	3,074,825,800	96.8	3,067,275,785	99.75
69,510,700				
3,144,753,900	3,220,648,800	104.7	3,213,617,421	99.78
75,894,900				
3,149,810,900	3,229,424,800	100.3	3,222,599,252	99.79
79,613,900				
2,669,490,900	2,740,168,200	84.9	2,699,791,100	98.53
70,677,300				
2,733,378,800	2,808,037,900	102.5	2,802,064,260	99.79
74,659,100				

(単位:円、%)

人税割額		合計	構成比	前年度対比
過年度	計			
36,326,000	101,454,600	146,202,200	5.3	101.4
26,569,600	67,916,100	116,455,000	4.1	79.7
2,075,100	207,301,800	317,594,200	11.6	79.6
6,111,000	206,371,100	323,510,900	11.5	101.9
5,791,700	494,446,600	645,625,300	23.6	100.8
4,104,800	404,262,600	568,784,000	20.3	88.1
730,400	154,026,500	240,458,000	8.8	83.6
3,356,300	197,672,400	281,100,300	10.0	116.9
715,700	130,190,300	191,125,000	7.0	114.3
2,155,300	111,455,300	162,365,500	5.8	85.0
300,300	79,985,200	130,284,100	4.8	95.3
261,700	74,142,700	124,381,800	4.4	95.5
1,014,300	99,947,700	170,085,100	6.2	93.1
521,300	90,069,800	155,096,700	5.5	91.2
715,600	354,978,500	515,568,400	18.8	79.9
687,500	448,602,900	594,921,000	21.2	115.4
622,300	71,252,100	114,383,600	4.2	37.3
665,900	109,927,600	168,065,500	6.0	146.9
947,400	65,307,900	96,194,500	3.5	97.8
6,930,900	53,444,100	79,949,500	2.8	83.1
901,700	47,915,300	88,917,700	3.2	78.5
984,900	60,363,500	101,751,900	3.6	114.4
1,847,100	40,637,500	83,730,100	3.1	77.4
1,003,200	81,512,300	131,655,800	4.7	157.2
51,987,600	1,847,444,000	2,740,168,200	100.0	84.9
53,352,400	1,905,740,400	2,808,037,900	100.0	102.5

## (3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位:人、%)

事業種目	31・元		2		3	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	23	0.3	26	0.3	29	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0.0	0	0.0	1	0.0
D 建設業	1,372	16.4	1,407	16.7	1,443	16.8
E 製造業	950	11.3	908	10.8	900	10.5
F 電気・ガス 熱供給・水道業	15	0.2	18	0.2	25	0.3
G 情報通信業	219	2.6	239	2.8	244	2.8
H 運輸業	333	4.0	342	4.1	342	4.0
I 卸売・小売業	2,245	26.8	2,192	26.0	2,186	25.4
J 金融・保険業	136	1.6	134	1.6	137	1.6
K 不動産業、 物品賃貸業	773	9.2	792	9.4	863	10.0
L 学習研究、 専門・技術サービス	517	6.2	519	6.1	482	5.6
M 宿泊、 飲食サービス業	496	5.9	492	5.8	479	5.6
N 生活関連サービス業 娯楽業	316	3.8	337	4.0	354	4.1
O 教育、学習支援業	124	1.5	131	1.6	124	1.4
P 医療、福祉	311	3.7	350	4.1	401	4.7
Q 複合サービス業	25	0.3	24	0.3	24	0.3
R サービス業	529	6.3	532	6.3	567	6.6
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	8,384	100.0	8,443	100.0	8,601	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

# V 固 定 資 產 稅



## 1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土地	家屋	償却資産	合計	前年度対比
29	8,702,950	7,942,065	1,960,258	18,605,273	101.0
				18,605,273	101.0
30	8,614,280	7,891,930	2,016,603	18,522,813	99.6
				18,522,813	99.6
31・元	8,569,053	8,174,630	2,037,324	18,781,007	101.4
				18,781,007	101.4
2	8,546,334	8,486,484	2,010,504	19,043,322	101.4
				19,043,322	101.4
3	8,425,418	8,215,272	1,924,054	18,564,744	97.5
				18,564,744	97.5

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

## 2 決算状況の推移

税目	年度・区分	29			30		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		19,016,492	18,616,416	97.90	18,952,527	18,556,505	97.91
		19,016,492		97.90	18,952,527		97.91
純固定資産税		18,974,454	18,574,378	97.89	18,910,292	18,514,270	97.91
		18,974,454		97.89	18,910,292		97.91
現年課税分		18,605,273	18,443,028	99.13	18,522,812	18,364,685	99.15
		18,605,273		99.13	18,522,812		99.15
土地		8,702,950	8,627,057	99.13	8,614,279	8,540,756	99.15
		8,702,950		99.13	8,614,279		99.15
家屋		7,942,065	7,872,807	99.13	7,891,930	7,824,545	99.15
償却資産		1,960,258	1,943,164	99.13	2,016,603	1,999,384	99.15
(配分償却資産再掲)		619,074	619,074	(100)	626,448	626,448	(100)
滞納繰越分		369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60
		369,181	131,350	35.58	387,480	149,585	38.60
交付金 (H16～H19: 交付金+納付金)		42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00
交付金		42,038	42,038	100.00	42,235	42,235	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位:千円、%)

31・元			2			3		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,208,213	18,777,750	97.76	19,497,426	19,054,598	97.73	19,034,179	18,703,417	98.26
19,208,213		97.76	19,497,426		97.73	19,034,179		98.26
19,168,487	18,738,024	97.75	19,457,885	19,015,057	97.72	18,994,826	18,664,064	98.26
19,168,487		97.75	19,457,885		97.72	18,994,826		98.26
18,781,007	18,599,886	99.04	19,043,322	18,854,042	99.01	18,564,744	18,465,802	99.47
18,781,007		99.04	19,043,322		99.01	18,564,744		99.47
8,569,053	8,486,415	99.04	8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
8,569,053	8,486,415	99.04	8,546,334	8,461,389	99.01	8,425,418	8,380,515	99.47
8,174,630	8,095,795	99.04	8,486,484	8,402,132	99.01	8,215,272	8,171,488	99.47
2,037,324	2,017,676	99.04	2,010,504	1,990,521	99.01	1,924,054	1,913,799	99.47
630,556	630,556	(100)	628,535	628,535	(100)	639,035	639,035	(100)
387,480	138,138	35.65	414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
387,480	138,138	35.65	414,563	161,015	38.84	430,082	198,262	46.10
39,726	39,726	100.00	39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00
39,726	39,726	100.00	39,541	39,541	100.00	39,353	39,353	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 3 土地に関する概要(令和4年度当初)

#### (1) 納税義務者数に関する調

個人法人の別	区分	総数(人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
	個人		83,871	2,213
法人		2,727	70	2,657
計		86,598	2,283	84,315

#### (2) 総括表

地目	区分	地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (口)-(ハ)	総 額	法定免税点 未満のもの
		(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)
田	一般田	252,421	8,210,791	741,066	7,469,725	785,303	70,972
	宅地介在田等	126,646	310,234	38	310,196	17,269,798	1,354
畑	一般畑	283,891	3,195,477	276,270	2,919,207	203,662	17,610
	宅地介在畑等	11,121	306,121	289	305,832	18,120,238	713
宅 地	小規模住宅用地		14,350,010	45,683	14,304,327	1,062,363,157	1,204,821
	一般住宅用地		3,174,578	336	3,174,242	150,489,940	10,929
	非住宅用地(商業地等)		6,039,006	370	6,038,636	414,475,036	8,724
	計	1,098,756	23,563,594	46,389	23,517,205	1,627,328,133	1,224,474
塩	田				0		
鉱	泉				0		
池	沼	518,201	2,568	0	2,568	13,258	0
山 林	一般山林				0		
	宅地介在山林等	26,757	88,246	11,064	77,182	325,713	783
牧	場				0		
原	野	74,223	48,973	7,769	41,204	248,715	552
雑 種 地	ゴルフ場の用地				0		
	遊園地等の用地				0		
	鉄軌道用地(単体利用)	659	378,021	0	378,021	11,653,035	0
	鉄軌道用地(複合利用)	8,411	102,003	0	102,003	8,867,292	0
	その他の雑種地	594,523	3,342,755	826	3,341,929	116,423,397	9,848
計	603,593	3,822,779	826	3,821,953	136,943,724	9,848	
そ の 他		17,704,019					
合 計		20,699,628	39,548,783	1,083,711	38,465,072	1,801,238,544	1,326,306



価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	非課税地 筆数 (筆)(リ)	評価 総筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
714,331	783,463	970	13,523	1,328	12,195	96	101
17,268,444	6,009,096	499	889	3	886	55,667	119,434
186,052	203,662	1,145	7,977	755	7,222	64	100
18,119,525	6,241,232	51	976	2	974	59,193	115,802
1,061,158,336	176,176,720		113,760	1,037	112,723	74,032	431,729
150,479,011	49,980,160		24,234	60	24,174	47,405	207,740
414,466,312	274,131,217		19,589	72	19,517	68,633	425,879
1,626,103,659	500,288,097	1,836	157,583	1,169	156,414	69,061	431,729
13,258	9,328	153	6	0	6	5,163	50,384
0					0		
324,930	212,871	107	327	41	286	3,691	62,365
0							
248,163	170,820	319	279	58	221	5,079	74,903
11,653,035	7,216,926	12	884	0	884	30,826	68,621
8,867,292	5,874,411	0	378	0	378	86,932	227,010
116,413,549	79,612,847	1,735	11,631	71	11,560	34,829	277,722
136,933,876	92,704,184	1,747	12,893	71	12,822	35,823	
		104,793					
1,799,912,238	606,622,753	111,620	194,453	3,427	191,026	45,545	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

地目		区分・年度	筆 数			
			29	30	31・元	2
田			13,660	13,532	13,396	13,322
畑			8,541	8,468	8,395	8,358
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		108,446	109,510	110,526	111,377
	小規模住宅用地以外のもの		23,416	23,672	23,789	23,913
	非住宅用地		19,734	19,588	19,535	19,571
	宅地計		151,596	152,770	153,850	154,861
池 沼			7	5	5	5
山 林			317	310	296	288
原 野			237	232	230	225
鉄軌道用地(単体利用)			889	889	887	887
鉄軌道用地(複合利用)			371	377	377	377
雑 種 地			11,304	11,385	11,314	11,317
合 計			186,922	187,968	188,750	189,640

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

地目		区分・年度	地 積			
			29	30	31・元	2
田			8,100,737	8,044,294	7,967,634	7,920,258
畑			3,366,129	3,341,071	3,309,943	3,280,746
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		13,693,828	13,861,613	14,020,144	14,131,383
	小規模住宅用地以外のもの		3,224,520	3,218,720	3,203,792	3,189,517
	非住宅用地		6,192,333	6,102,089	6,064,963	6,045,888
	宅地計		23,110,681	23,182,422	23,288,899	23,366,788
池 沼			2,817	1,646	1,646	1,646
山 林			84,784	84,775	80,337	78,298
原 野			44,650	44,175	42,525	42,119
鉄軌道用地(単体利用)			381,637	379,034	378,898	378,898
鉄軌道用地(複合利用)			99,768	101,849	101,849	101,849
雑 種 地			3,394,666	3,353,986	3,333,743	3,337,102
合 計			38,585,869	38,533,252	38,505,474	38,507,704

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
3	4	29	30	31·元	2	3	4
13,246	13,081	98.1	99.1	99.0	99.4	99.4	98.8
8,289	8,196	98.9	99.1	99.1	99.6	99.2	98.9
112,049	112,723	101.0	101.0	100.9	100.8	100.6	100.6
24,012	24,174	100.8	101.1	100.5	100.5	100.4	100.7
19,478	19,517	99.8	99.3	99.7	100.2	99.5	100.2
155,539	156,414	100.8	100.8	100.7	100.7	100.4	100.6
6	6	100.0	71.4	100.0	100.0	120.0	100.0
288	286	102.9	97.8	95.5	97.3	100.0	99.3
224	221	97.5	97.9	99.1	97.8	99.6	98.7
887	884	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	99.7
377	378	99.7	101.6	100.0	100.0	100.0	100.3
11,451	11,560	100.6	100.7	99.4	100.0	101.2	101.0
190,307	191,026	100.5	100.6	100.4	100.5	100.4	100.4

		前 年 度 对 比					
3	4	29	30	31·元	2	3	4
7,847,571	7,779,921	98.3	99.3	99.0	99.4	99.1	99.1
3,250,086	3,225,039	99.0	99.3	99.1	99.1	99.1	99.2
14,227,873	14,304,327	101.5	101.2	101.1	100.8	100.7	100.5
3,183,424	3,174,242	99.9	99.8	99.5	99.6	99.8	99.7
6,027,850	6,038,636	98.6	98.5	99.4	99.7	99.7	100.2
23,439,147	23,517,205	100.5	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3
2,568	2,568	100.0	58.4	100.0	100.0	156.0	100.0
77,326	77,182	99.9	100.0	94.8	97.5	98.8	99.8
41,970	41,204	97.3	98.9	96.3	99.0	99.6	98.2
378,557	378,021	99.8	99.3	100.0	100.0	99.9	99.9
101,849	102,003	99.6	102.1	100.0	100.0	100.0	100.2
3,344,013	3,341,929	100.7	98.8	99.4	100.1	100.2	99.9
38,483,087	38,465,072	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.0

## (5) 土地の決定価格の推移(法定免税点以上のもの)

地目		区分・年度	決定価格			
			29	30	31・元	2
田			23,230,411	22,554,125	21,244,977	20,296,346
畑			21,235,059	20,966,079	20,136,937	19,300,944
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		999,496,911	1,017,067,947	1,029,302,932	1,037,343,919
	小規模住宅用地以外のもの		154,808,470	154,090,727	153,035,031	151,802,462
	非住宅用地		426,610,569	419,543,201	414,012,292	411,260,135
	宅地計		1,580,915,950	1,590,701,875	1,596,350,255	1,600,406,516
池 沼			14,015	13,800	13,800	13,800
山 林			418,288	400,235	330,510	313,086
原 野			267,926	263,331	263,183	253,549
鉄軌道用地(単体利用)			10,714,326	11,135,245	11,130,598	11,130,598
鉄軌道用地(複合利用)			8,373,282	8,534,226	8,534,226	8,534,226
雑 種 地			125,664,906	122,604,557	120,187,594	119,435,604
合 計			1,770,834,163	1,777,173,473	1,778,192,080	1,779,684,669

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

## (6) 土地の課税標準額の推移

地目		区分・年度	課税標準額			
			29	30	31・元	2
田			8,651,670	8,294,326	7,819,866	7,604,583
畑			7,520,147	7,362,042	7,079,666	6,779,471
宅 地 内 訳	小規模住宅用地		166,020,539	169,162,779	171,448,635	172,869,794
	小規模住宅用地以外のもの		51,588,019	51,349,939	51,007,736	50,600,306
	非住宅用地		289,272,354	283,129,978	279,795,469	278,138,632
	宅地計		506,880,912	503,642,696	502,251,840	501,608,732
池 沼			9,863	9,688	9,688	9,688
山 林			292,725	276,022	228,286	216,325
原 野			188,064	184,050	183,911	177,168
鉄軌道用地(単体利用)			6,756,276	7,041,120	7,039,551	7,039,551
鉄軌道用地(複合利用)			5,791,620	5,864,472	5,864,472	5,864,472
雑 種 地			87,311,365	85,005,128	83,332,020	82,822,026
合 計			623,402,642	617,679,544	613,809,300	612,122,016

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

		前 年 度 对 比					
3	4	29	30	31·元	2	3	4
18,929,314	17,982,775	90.2	97.1	94.2	95.5	93.3	95.0
19,003,334	18,305,577	97.2	98.7	96.0	95.8	98.5	96.3
1,059,645,327	1,061,158,336	101.6	101.8	101.2	100.8	102.1	100.1
151,530,688	150,479,011	99.3	99.5	99.3	99.2	99.8	99.3
416,426,201	414,466,312	97.9	98.3	98.7	99.3	101.3	99.5
1,627,602,216	1,626,103,659	100.4	100.6	100.4	100.3	101.7	99.9
13,375	13,258	100.0	98.5	100.0	100.0	96.9	99.1
328,556	324,930	101.4	95.7	82.6	94.7	104.9	98.9
249,695	248,163	83.3	98.3	99.9	96.3	98.5	99.4
11,678,616	11,653,035	99.8	103.9	100.0	100.0	104.9	99.8
8,882,407	8,867,292	99.6	101.9	100.0	100.0	104.1	99.8
117,631,424	116,413,549	99.0	97.6	98.0	99.4	98.5	99.0
1,804,318,937	1,799,912,238	100.1	100.4	100.1	100.1	101.4	99.8

		前 年 度 对 比					
3	4	29	30	31·元	2	3	4
6,909,917	6,721,825	89.5	95.9	94.3	97.2	90.9	97.3
6,543,305	6,427,046	96.9	97.9	96.2	95.8	96.5	98.2
172,740,614	175,976,583	101.8	101.9	101.4	100.8	99.9	101.9
49,745,729	49,976,522	99.4	99.5	99.3	99.2	98.3	100.5
273,995,976	274,125,183	98.2	97.9	98.8	99.4	98.5	100.0
496,482,319	500,078,288	99.4	99.4	99.7	99.9	99.0	100.7
9,410	9,328	100.0	98.2	100.0	100.0	97.1	99.1
213,776	212,088	101.4	94.3	82.7	94.8	98.8	99.2
171,331	170,269	83.3	97.9	99.9	96.3	96.7	99.4
7,028,936	7,216,926	99.9	104.2	100.0	100.0	99.8	102.7
5,862,819	5,874,411	99.6	101.3	100.0	100.0	100.0	100.2
80,380,375	79,606,111	99.0	97.4	98.0	99.4	97.1	99.0
603,602,188	606,316,292	99.2	99.1	99.4	99.7	98.6	100.4

#### 4 家屋に関する概要(令和4年度当初)

##### (1) 納税義務者数に関する調

区分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個人	103,119	636	102,483
法人	3,046	33	3,013
計	106,165	669	105,496

##### (2) 総括表

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木造	総数	81,995	8,618,911	251,757,204	29,210
	法定免税点未満のもの	634	23,887	51,841	2,170
	法定免税点以上のもの	81,361	8,595,024	251,705,363	29,285
木造以外	総数	18,204	8,161,372	392,340,471	48,073
	法定免税点未満のもの	130	2,875	13,332	4,637
	法定免税点以上のもの	18,074	8,158,497	392,327,139	48,088
計	総数	100,199	16,780,283	644,097,675	38,384
	法定免税点未満のもの	764	26,762	65,173	2,435
	法定免税点以上のもの	99,435	16,753,521	644,032,502	38,442
非課税家屋		288	202,483		

参考

実際免税点の額 200,000

## (3) 家屋

## ア 木造

種類	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格(円)
専用住宅	71,298	7,321,755	223,767,274	30,562
共同住宅・寄宿舎	2,383	560,687	15,261,000	27,218
併用住宅	3,388	446,216	8,181,892	18,336
旅館・料亭・ホテル	12	804	6,870	8,545
事務所・銀行・店舗	866	99,475	2,763,773	27,784
劇場・病院	56	10,193	368,989	36,200
工場・倉庫	1,089	76,201	517,734	6,794
土蔵	12	536	2,292	4,276
附属家	2,891	103,044	887,380	8,612
計	81,995	8,618,911	251,757,204	29,210

## イ 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格(円)
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	65	348,668	19,316,636	55,401
	鉄筋コンクリート造	1,015	2,025,010	139,422,381	68,850
	鉄骨造	2,468	800,259	35,953,292	44,927
	軽量鉄骨造	7,540	1,315,587	45,362,268	34,481
	レンガ造・コンクリートブロック造	11	2,386	54,180	22,707
	計	11,099	4,491,910	240,108,757	53,454
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	49	227,659	12,995,559	57,083
	鉄筋コンクリート造	378	494,046	30,560,666	61,858
	鉄骨造	3,767	2,722,434	105,720,329	38,833
	軽量鉄骨造	2,444	218,303	2,879,692	13,191
	レンガ造・コンクリートブロック造	467	7,020	75,468	10,750
	計	7,105	3,669,462	152,231,714	41,486
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	114	576,327	32,312,195	56,066
	鉄筋コンクリート造	1,393	2,519,056	169,983,047	67,479
	鉄骨造	6,235	3,522,693	141,673,621	40,217
	軽量鉄骨造	9,984	1,533,890	48,241,960	31,451
	レンガ造・コンクリートブロック造	478	9,406	129,648	13,784
	計	18,204	8,161,372	392,340,471	48,073

ウ 令和3年中の新增築分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格(円)
専用住宅		976	104,178	8,248,776	79,180
共同住宅・寄宿舎		20	7,378	579,418	78,533
併用住宅		9	1,772	134,291	75,785
旅館・料亭・ホテル		0	0	0	
事務所・銀行・店舗		13	2,312	145,031	62,730
劇場・病院		3	621	36,934	59,475
工場・倉庫		3	374	16,963	45,356
土蔵		0	0	0	
附属家		6	227	10,884	47,947
計		1,030	116,862	9,172,297	78,488
	(うち増築部分)	7	372	24,320	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	㎡当たり価格(円)
舗事務所 百貨店 店	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	752	94,877	126,166
	鉄骨造	8	12,774	1,399,986	109,597
	軽量鉄骨造	3	829	55,028	66,379
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	11	14,355	1,549,891	107,969
住宅 アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	3	5,261	597,202	113,515
	鉄骨造	19	9,939	981,761	98,779
	軽量鉄骨造	71	13,686	1,347,269	98,441
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	93	28,886	2,926,232	101,303
病院 ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	0	0	0	
	軽量鉄骨造	1	450	47,979	106,620
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	1	450	47,979	106,620
工場 市 場 倉庫 ・	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	31,623	2,473,273	78,211
	鉄骨造	10	22,850	1,512,890	66,210
	軽量鉄骨造	11	1,610	68,398	42,483
	レンガ造・コンクリートブロック造	1	9	425	47,222
	計	23	56,092	4,054,986	72,292
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	0	0	0	
	軽量鉄骨造	0	0	0	
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	0	0	0	
合計		128	99,783	8,579,088	85,977
	(うち増築部分)	0	0	0	

※(イ)木造以外で種類が事務所・店舗・百貨店のうち、鉄筋コンクリート造の棟数(棟)が空欄であるのは、同一棟内の別種類(床面積の大きな部分)で棟数をカウントしているため



エ 令和3年中の減少分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m <sup>2</sup> )	価格(千円)	m <sup>2</sup> 当たり価格(円)
専用住宅		624	52,633	844,873	16,052
共同住宅・寄宿舎		22	4,158	41,796	10,052
併用住宅		65	7,710	100,458	13,030
旅館・料亭・ホテル		0	0	0	
事務所・銀行・店舗		11	1,541	29,487	19,135
劇場・病院		0	0	0	
工場・倉庫		22	1,513	5,733	3,789
土蔵		0	0	0	
附属家		52	1,940	8,700	4,485
計		796	69,495	1,031,047	14,836

(イ) 木造以外

種類	区分	棟数(棟)	床面積(m <sup>2</sup> )	価格(千円)	m <sup>2</sup> 当たり価格(円)
事務所・店舗・百貨店		20	4,123	134,295	32,572
住宅・アパート		43	10,218	223,771	21,900
病院・ホテル		1	368	9,680	26,304
工場・倉庫・市場		39	11,395	106,443	9,341
その他		4	131	679	5,183
合計		107	26,235	474,868	18,101

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位:戸、㎡、千円)

区分		年度						
		29	30	31・元	2	3	4	
地方税法附則 第15条の6第1項	戸数	4,445	3,981	3,698	3,547	3,308	3,055	
	床面積	455,268	373,887	349,899	334,921	314,492	293,610	
	軽減税額	201,373	182,705	180,998	175,674	160,399	158,093	
地方税法附則 第15条の6第2項	戸数	2,107	2,206	2,638	2,570	2,850	2,293	
	床面積	245,300	261,720	277,939	264,649	251,806	188,222	
	軽減税額	175,955	174,258	172,155	166,753	161,159	126,537	
地方税法附則 第15条の7第1項	戸数	1,726	1,977	2,011	1,949	1,793	1,682	
	床面積	194,982	215,190	218,248	210,517	192,271	179,958	
	軽減税額	97,209	106,573	114,559	114,366	100,655	98,050	
地方税法附則 第15条の7第2項	戸数	6	9	8	8	7	5	
	床面積	710	907	787	787	667	511	
	軽減税額	373	444	395	409	337	274	
地方税法附則 第15条の8第1項	戸数	58						
	床面積	3,404						
	軽減税額	2,693						
地方税法附則 第15条の8第2項	戸数		138	138	174	174	316	
	床面積		4,647	4,647	6,029	6,029	10,875	
	軽減税額		3,597	3,597	4,796	4,499	8,936	
地方税法附則 第15条の8第3項	戸数	20						
	床面積	11,941						
	軽減税額	4,230						
地方税法附則 第15条の8第4項	戸数	41						
	床面積	1,413						
	軽減税額	964						
地方税法附則 第15条の9第1項	戸数	3	2	1	2			
	床面積	330	184	51	195			
	軽減税額	40	26	5	19			
地方税法附則 第15条の9第4項	戸数		12	5	4	1	7	
	床面積		1,007	357	387	89	520	
	軽減税額		100	77	29	7	72	
地方税法附則 第15条の9第9項	戸数	1	2		1	2	6	
	床面積	71	228		67	172	551	
	軽減税額	6	19		19	26	85	
地方税法附則 第15条の9第10項	戸数	60						
	床面積	3,712						
	軽減税額	909						
平成21年附則 第8条第13項	戸数							
	床面積							
	軽減税額							
平成24年附則 第8条第11項	戸数	30						
	床面積	1,740						
	軽減税額	869						
平成27年附則 第17条第10項	戸数	211	147	99	9			
	床面積	12,581	9,002	5,977	479			
	軽減税額	7,834	4,716	3,257	245			
平成27年附則 第17条第12項	戸数	297	264	118	20			
	床面積	10,998	9,801	4,029	770			
	軽減税額	7,169	6,113	2,424	499			

区分	年度	29	30	31・元	2	3	4
	平成28年附則 第18条第11項	戸数	9				
床面積		844					
軽減税額		72					
平成28年附則 第18条第12項	戸数	1					
	床面積	74					
	軽減税額	18					
平成30年附則 第20条第8項	戸数		58	58	58		
	床面積		3,404	3,404	3,404		
	軽減税額		1,873	1,873	1,873		
合計	戸数	9,015	8,796	8,774	8,342	8,135	7,364
	床面積	943,368	879,977	865,338	822,205	765,526	674,247
	軽減税額	499,714	480,424	479,340	464,682	427,082	392,047

## 5 償却資産に関する概要(令和4年度当初)

(単位:千円)

種類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構築物	46,597,875	46,534,407	4,599	46,529,808
機械及び装置	26,155,381	25,548,450	40,281	25,508,169
船舶	33,195	33,195	0	33,195
航空機	0	0	0	0
車両及び運搬具	941,687	941,687	0	941,687
工具・器具及び備品	25,080,482	25,031,857	2,383	25,029,474
小計	98,808,620	98,089,596	47,263	98,042,333
地方税法第389条関係	51,648,434	46,471,225		
	0	0		
合計	150,457,054	144,560,821	47,263	98,042,333

## 6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

(単位:件、%)

区分 年度	土地	家屋	土地・家屋	償却資産	合計	前年度対比
29	451	191	881	140	1,663	98.8
30	472	181	895	172	1,720	103.4
31・元	445	190	834	182	1,651	96.0
2	371	135	708	103	1,317	79.8
3	400	163	794	127	1,484	112.7
4	456	179	882	145	1,662	112.0

## 7 国有資産等所在市町村交付金の推移

(単位:千円、%、人)

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
29	9,247,107	3,002,790	42,039	99.5	10
30	9,275,399	3,016,784	42,235	100.5	10
31・元	8,839,053	2,837,637	39,727	94.1	10
2	8,803,777	2,451,695	39,541	99.5	10
3	8,765,549	2,810,956	39,353	99.5	10
4	8,367,664	2,315,050	37,252	94.7	10

# VI 都 市 計 画 税



## 1 資産別調定額の推移(現年課税分)

(単位:千円、%)

年度 \ 区分	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
29	1,413,471	1,019,883	2,433,354	101.3
			2,433,354	101.3
30	1,404,911	1,016,457	2,421,368	99.5
			2,421,368	99.5
31・元	1,398,609	1,049,884	2,448,493	101.1
			2,448,493	101.1
2	1,394,821	1,082,960	2,477,781	101.2
			2,477,781	101.2
3	1,376,194	1,050,495	2,426,689	97.9
			2,426,689	97.9

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

## 2 決算状況の推移

税目	年度 区分	29			30		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
都市計画税		2,483,365	2,429,482	97.83	2,473,520	2,420,441	97.85
		2,483,365		97.83	2,473,520		97.85
現年課税分		2,433,354	2,411,594	99.11	2,421,369	2,400,117	99.12
		2,433,354		99.11	2,421,369		99.12
土地		1,413,471	1,400,831	99.11	1,404,911	1,392,581	99.12
		1,413,471		99.11	1,404,911		99.12
家屋		1,019,883	1,010,763	99.11	1,016,458	1,007,536	99.12
滞納繰越分		50,011	17,888	35.77	52,151	20,324	38.97
		50,011		35.77	52,151		38.97

※ 下段は徴収猶予分を含む。

## 3 都市計画税の概要（令和4年度当初）

### (1) 都市計画区域の面積

令和4年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計(A+B)※ (千㎡)
60,240	28,720	31,590	60,310

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている(60.31km<sup>2</sup>→60.24km<sup>2</sup>)が、都市計画区域の面積は従前のおり。



(単位:千円、%)

31・元			2			3		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,500,017	2,442,958	97.72	2,533,058	2,474,193	97.68	2,483,820	2,440,131	98.24
2,500,017		97.72	2,533,058		97.68	2,483,820		98.24
2,448,492	2,424,215	99.01	2,477,781	2,452,401	98.98	2,426,689	2,413,373	99.45
2,448,492		99.01	2,477,781		98.98	2,426,689		99.45
1,398,609	1,384,741	99.01	1,394,821	1,380,534	98.98	1,376,194	1,368,643	99.45
1,398,609		99.01	1,394,821		98.98	1,376,194		99.45
1,049,883	1,039,474	99.01	1,082,960	1,071,867	98.98	1,050,495	1,044,730	99.45
51,525	18,743	36.38	55,277	21,792	39.42	57,131	26,758	46.84
51,525		36.38	55,277		39.42	57,131		46.84

## (2) 土地・家屋の推移

区分			年度				
			29	30	31・元	2	
土  地	地積	宅地等	宅地	15,943	15,978	16,039	16,084
			その他	1,654	1,606	1,561	1,549
			計	17,597	17,584	17,600	17,633
		農地	946	919	884	851	
		計	18,543	18,503	18,484	18,484	
	筆数	宅地等	宅地	93,983	94,684	95,457	96,179
			その他	6,770	6,758	6,608	6,561
			計	100,753	101,442	102,065	102,740
		農地	2,501	2,437	2,350	2,285	
		計	103,254	103,879	104,415	105,025	
	決定価格	宅地等	宅地	1,356,222,091	1,365,653,528	1,369,972,252	1,373,346,515
			その他	109,818,947	107,076,254	104,058,216	103,083,215
			計	1,466,041,038	1,472,729,782	1,474,030,468	1,476,429,730
		農地	41,293,009	40,569,562	38,719,255	36,779,376	
		計	1,507,334,047	1,513,299,344	1,512,749,723	1,513,209,106	
	課税標準額	宅地等	宅地	606,561,186	605,600,921	605,219,875	605,175,954
			その他	75,647,188	73,488,592	71,399,490	70,735,240
			計	682,208,374	679,089,513	676,619,365	675,911,194
		農地	27,353,150	26,658,557	25,537,035	24,296,350	
		計	709,561,524	705,748,070	702,156,400	700,207,544	
家  屋	床面積	木造	6,238	6,321	6,396	6,455	
		木造以外	6,426	6,514	6,584	6,684	
		計	12,664	12,835	12,980	13,139	
	棟数	木造	59,601	60,222	60,737	61,162	
		木造以外	33,914	34,296	34,856	35,277	
		計	93,515	94,518	95,593	96,439	
	決定価格	木造	186,701,877	182,946,604	191,927,894	199,758,806	
		木造以外	323,505,348	324,956,740	332,801,537	342,154,873	
		計	510,207,225	507,903,344	524,729,431	541,913,679	
	課税標準額	木造	186,700,833	182,945,641	191,926,931	199,757,454	
		木造以外	323,066,198	324,546,208	332,409,448	341,953,136	
		計	509,767,031	507,491,849	524,336,379	541,710,590	

(単位:千㎡、千円、%)

3	4	前年度対比					
		29	30	31・元	2	3	4
16,124	16,164	100.4	100.2	100.4	100.3	100.2	100.2
1,529	1,510	98.2	97.1	97.2	99.2	98.7	98.8
17,653	17,674	100.2	99.9	100.1	100.2	100.1	100.1
813	781	95.5	97.1	96.2	96.3	95.5	96.1
18,466	18,455	100.0	99.8	99.9	100.0	99.9	99.9
96,722	97,197	100.9	100.7	100.8	100.8	100.6	100.5
6,626	6,652	100.0	99.8	97.8	99.3	101.0	100.4
103,348	103,849	100.9	100.7	100.6	100.7	100.6	100.5
2,202	2,096	95.8	97.4	96.4	97.2	96.4	95.2
105,550	105,945	100.7	100.6	100.5	100.6	100.5	100.4
1,400,121,938	1,398,130,483	100.4	100.7	100.3	100.2	101.9	99.9
101,870,802	100,423,028	97.8	97.5	97.2	99.1	98.8	98.6
1,501,992,740	1,498,553,511	100.2	100.5	100.1	100.2	101.7	99.8
35,328,586	33,689,449	94.1	98.2	95.4	95.0	96.1	95.4
1,537,321,326	1,532,242,960	100.0	100.4	100.0	100.0	101.6	99.7
599,788,673	606,079,119	99.9	99.8	99.9	100.0	99.1	101.0
68,239,715	67,523,153	97.8	97.1	97.2	99.1	96.5	98.9
668,028,388	673,602,272	99.7	99.5	99.6	99.9	98.8	100.8
22,770,475	22,178,956	93.9	97.5	95.8	95.1	93.7	97.4
690,798,863	695,781,228	99.4	99.5	99.5	99.7	98.7	100.7
6,502	6,563	101.4	101.3	101.2	100.9	100.7	100.9
6,635	6,782	101.4	101.4	101.1	101.5	99.3	102.2
13,137	13,345	101.4	101.4	101.1	101.2	100.0	101.6
61,523	61,921	101.1	101.0	100.9	100.7	100.6	100.6
13,303	13,446	102.3	101.1	101.6	101.2	37.7	101.1
74,826	75,367	101.5	101.1	101.1	100.9	77.6	100.7
191,610,079	199,060,867	105.3	98.0	104.9	104.1	95.9	103.9
337,196,419	347,980,444	103.0	100.4	102.4	102.8	98.6	103.2
528,806,498	547,041,311	103.8	99.5	103.3	103.3	97.6	103.4
191,448,100	199,049,644	105.3	98.0	104.9	104.1	95.8	104.0
334,627,376	347,784,050	103.0	100.5	102.4	102.9	97.9	103.9
526,075,476	546,833,694	103.8	99.6	103.3	103.3	97.1	103.9



## VII 特別土地保有税



## 1 調定額の推移

(単位:千円)

区分		年度				
		調定額				
		29	30	31・元	2	3
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
合計		1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

※ 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

## 2 納税義務者数の推移

(単位:人)

区分		年度				
		納税義務者数				
		29	30	31・元	2	3
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

### 3 決算状況の推移

(単位: 件、円、%)

区分 年度		件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度 対 比
29	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
30	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
31 ・ 元	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
2	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
3	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-



VIII

諸

税



# 1 軽自動車税(種別割)

(1) 税率区分別調定額の推移(各年度末)

(単位:円、%)

車 種		税率区分	税率	29	30	31・元	2	3		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下(ミニカーを除く)		2,000	17,132,000	16,366,000	15,662,000	15,018,000	14,712,000		
	90cc以下		2,000	1,208,000	1,192,000	1,162,000	1,128,000	1,162,000		
	125cc以下		2,400	6,777,600	6,945,600	7,264,800	7,452,000	7,807,200		
	ミニカー		3,700	614,200	573,500	606,800	610,500	725,200		
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)		3,600	10,666,800	10,641,600	10,656,000	10,904,400	11,167,200		
	3輪車 (660cc以下)	継続税率	3,100	0	0	0	0	0		
		標準税率	3,900	0	0	0	0	0		
		75%軽課	1,000	0	0	0	0	0		
		50%軽課	2,000	0	0	0	0	0		
		25%軽課	3,000	0	0	0	0	0		
		重課税率	4,600	9,200	13,800	9,200	13,800	13,800		
	小計				9,200	13,800	9,200	13,800	13,800	
	4輪以上 (660cc以下)	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	0	0	0	
			標準税率	6,900	0	0	0	0	6,900	
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0	
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0	
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0	
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0	
		小計				0	0	0	0	6,900
		乗用自家用	継続税率	7,200	163,872,000	149,472,000	134,546,400	117,878,400	103,161,600	
			標準税率	10,800	31,816,800	61,268,400	86,227,200	111,466,800	138,542,400	
			75%軽課	2,700	0	0	0	0	0	
			50%軽課	5,400	4,827,600	2,392,200	2,122,200	1,792,800	1,101,600	
			25%軽課	8,100	7,929,900	8,739,900	9,963,000	11,121,300	11,283,300	
	重課税率		12,900	69,698,700	78,767,400	85,230,300	93,034,800	100,000,800		
	小計				278,145,000	300,639,900	318,089,100	335,294,100	354,089,700	
	貨物営業用	継続税率	3,000	1,695,000	1,593,000	1,449,000	1,368,000	1,347,000		
		標準税率	3,800	410,400	801,800	1,318,600	1,884,800	2,485,200		
		75%軽課	1,000	0	0	0	0	0		
		50%軽課	1,900	0	0	0	0	0		
		25%軽課	2,900	78,300	81,200	121,800	75,400	92,800		
		重課税率	4,500	450,000	553,500	666,000	796,500	972,000		
小計				2,633,700	3,029,500	3,555,400	4,124,700	4,897,000		
貨物自家用	継続税率	4,000	19,688,000	17,020,000	14,356,000	12,004,000	10,044,000			
	標準税率	5,000	3,760,000	6,280,000	8,670,000	11,565,000	14,030,000			
	75%軽課	1,300	1,300	0	0	0	0			
	50%軽課	2,500	0	0	0	0	0			
	25%軽課	3,800	440,800	486,400	668,800	490,200	418,000			
	重課税率	6,000	13,518,000	13,734,000	14,634,000	14,946,000	15,192,000			
小計				37,408,100	37,520,400	38,328,800	39,005,200	39,684,000		
殊小 車自 動特	農耕作業用		2,400	1,692,000	1,648,800	1,600,800	1,572,000	1,528,800		
	その他(フォークリフト等)		5,900	1,764,100	1,781,800	1,787,700	1,846,700	1,829,000		
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	19,440,000	19,254,000	19,860,000	20,442,000	20,652,000		
過 年 度				167,000	76,000	98,500	154,400	58,000		
現年課税分				377,657,700	399,682,900	418,681,100	437,565,800	458,332,800		
滞納繰越分				16,692,222	19,181,507	17,208,370	17,587,896	13,980,169		
合 計				394,349,922	418,864,407	435,889,470	455,153,696	472,312,969		
前年度対比				106.6	106.2	104.1	104.4	103.8		

## (2) 税率区分別課税台数の推移(現年課税分・各年度末)

(単位:円、台、%)

車種		税率区分	税率	29	30	31・元	2	3	
自動 機付 車	50cc以下(ミニカーを除く)		2,000	8,566	8,183	7,831	7,509	7,356	
	90cc以下		2,000	604	596	581	564	581	
	125cc以下		2,400	2,824	2,894	3,027	3,105	3,253	
	ミニカー		3,700	166	155	164	165	196	
軽 自 動 車	2輪車(250cc以下)			3,600	2,963	2,956	2,960	3,029	3,102
	3輪車 (660cc以下)		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	2	3	2	3	3
			小計		2	3	2	3	3
	乗用営業用		継続税率	5,500	0	0	0	0	0
			標準税率	6,900	0	0	0	0	1
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	0	0	0
			小計		0	0	0	0	1
	乗用自家用		継続税率	7,200	22,760	20,760	18,687	16,372	14,328
			標準税率	10,800	2,946	5,673	7,984	10,321	12,828
			75%軽課	2,700	0	0	0	0	0
			50%軽課	5,400	894	443	393	332	204
			25%軽課	8,100	979	1,079	1,230	1,373	1,393
			重課税率	12,900	5,403	6,106	6,607	7,212	7,752
			小計		32,982	34,061	34,901	35,610	36,505
	4輪以上 (660cc以下)		継続税率	3,000	565	531	483	456	449
			標準税率	3,800	108	211	347	496	654
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			25%軽課	2,900	27	28	42	26	32
重課税率			4,500	100	123	148	177	216	
小計				800	893	1,020	1,155	1,351	
貨物自家用		継続税率	4,000	4,922	4,255	3,589	3,001	2,511	
		標準税率	5,000	752	1,256	1,734	2,313	2,806	
		75%軽課	1,300	1	0	0	0	0	
		50%軽課	2,500	0	0	0	0	0	
		25%軽課	3,800	116	128	176	129	110	
		重課税率	6,000	2,253	2,289	2,439	2,491	2,532	
		小計		8,044	7,928	7,938	7,934	7,959	
小型 特殊 車	農耕作業用			2,400	705	687	667	655	637
	その他(フォークリフト等)			5,900	299	302	303	313	310
2輪の小型自動車(250cc超)			6,000	3,240	3,209	3,310	3,407	3,442	
過年度				34	18	36	26	20	
合計				61,229	61,885	62,740	63,475	64,716	
前年度対比				101.1	101.1	101.4	101.2	102.0	

## 2 軽自動車税(環境性能割・現年課税分)

### (1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

年度 月	31・元	2	3	前年度対比	
4 月		1,260,800	1,624,600	128.9	
5 月		1,566,200	1,703,300	108.8	
6 月		821,000	1,622,800	197.7	
7 月		724,700	1,341,600	185.1	
8 月		1,516,600	1,692,500	111.6	
9 月		1,246,300	1,762,100	141.4	
10 月		1,201,000	1,355,500	112.9	
11 月		1,708,800	1,099,500	64.3	
12 月		1,243,300	1,687,900	1,454,600	86.2
1 月		1,532,600	1,583,400	2,030,500	128.2
2 月		943,200	1,221,700	1,239,600	101.5
3 月	1,275,200	1,929,600	2,995,300	155.2	
合 計	4,994,300	16,468,000	19,921,900	121.0	

※軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月1日以後取得分から課税・当分の間埼玉県が賦課徴収

※調定は、納付月の翌々月に処理(例:令和元年10月分は同年12月に調定)

### 3 市たばこ税(現年課税分)

#### (1) 月別調定額の推移

(単位:円、%)

年度 月	29	30	31・元	2	3	前年度対比
4月	193,786,818	193,163,379	186,589,517	181,267,839	190,175,030	104.9
5月	192,186,495	168,845,153	192,616,524	173,996,947	193,512,090	111.2
6月	195,093,494	193,545,472	190,162,849	178,786,874	187,699,753	105.0
7月	192,983,164	182,396,681	187,548,210	189,665,970	195,447,664	103.0
8月	193,526,183	185,464,921	191,207,747	182,454,344	206,334,318	113.1
9月	203,515,106	185,054,590	203,042,601	181,861,953	195,330,759	107.4
10月	186,982,155	248,706,688	196,922,446	241,906,076	255,735,675	105.7
11月	187,298,044	140,494,318	184,499,605	158,948,615	156,423,012	98.4
12月	175,494,815	186,987,313	178,726,758	165,523,047	193,293,341	116.8
1月	197,213,563	194,887,988	193,480,424	212,581,133	214,839,217	101.1
2月	161,617,351	184,901,891	174,437,401	175,367,545	187,825,310	107.1
3月	158,785,739	170,547,466	179,740,273	171,726,207	181,486,336	105.7
過年度				531	64,657	
合計	2,238,482,927	2,234,995,860	2,258,974,355	2,214,087,081	2,358,167,162	98.0

#### (2) 月別本数の推移

(単位:本、円、%)

年度 月	29	30	31・元	2	3	前年度対比
4月	37,740,298	37,271,020	33,068,747	31,846,072	31,064,200	97.5
5月	37,364,982	32,301,541	34,136,039	30,568,684	31,609,293	103.4
6月	37,626,158	37,415,310	33,694,602	31,410,203	30,659,875	97.6
7月	37,200,654	34,945,335	33,239,999	33,321,499	31,925,460	95.8
8月	37,290,202	35,496,355	33,876,439	32,054,523	33,703,744	105.1
9月	39,221,492	35,425,287	35,979,238	31,950,449	31,906,364	99.9
10月	36,025,485	47,704,723	34,769,484	42,499,311	41,773,224	98.3
11月	36,087,938	24,962,254	32,413,358	25,962,374	23,873,762	92.0
12月	33,804,988	52,465,924	31,496,525	27,037,414	29,501,426	109.1
1月	37,987,769	35,023,767	33,999,612	50,154,327	50,076,640	99.8
2月	31,109,561	32,776,455	30,646,065	28,839,468	28,666,867	99.4
3月	30,572,739	30,427,203	31,577,701	28,194,195	27,833,767	98.7
過年度				314	150,366	
合計	432,032,266	436,215,174	398,897,809	393,838,833	392,744,988	98.7
1本当たりの税額	5.181286	5.123609	5.663040	5.621810	6.004321	

## 4 事業所税

### (1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位:人、円、%)

区 分	事業に係る事業所税				合 計	前年度 対 比	
	現年課税分			滞納繰越分			
	資産割	従業者割	計				
29	納税義務者数	396	57	402		402	99.3
	調 定 額	654,873,200	76,647,800	731,521,000	3,795,700	735,316,700	98.7
30	納税義務者数	395	57	403		403	100.2
	調 定 額	662,694,500	80,663,200	743,357,700	1,388,000	744,745,700	101.3
31 ・ 元	納税義務者数	392	55	402		402	99.8
	調 定 額	671,172,500	78,841,200	750,013,700	2,443,300	752,457,000	101.0
2	納税義務者数	391	60	403		403	100.2
	調 定 額	686,403,600	82,784,700	769,188,300	4,161,000	773,349,300	102.8
3	納税義務者数	431	56	438		438	108.7
	調 定 額	726,525,800	90,869,400	817,395,200	26,556,700	843,951,900	109.1

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数





IX

徵

收



# 1 口座振替等の利用状況

## (1) 口座振替の利用状況

(単位:人、%)

税目	年度	納税義務者数	口座振替利用者数	利用率
市・県民税 (普通徴収)	31・元	47,127	10,618	22.43
	2	47,639	10,422	21.88
	3	44,351	9,696	21.86
固定資産税 都市計画税	31・元	119,424	43,288	36.48
	2	120,257	43,233	35.95
	3	120,745	43,764	36.25
軽自動車税	31・元	47,436	3,029	6.39
	2	47,870	2,921	6.10
	3	48,583	2,838	5.84
国民健康保険税	31・元	47,452	12,293	25.91
	2	46,709	11,827	25.32
	3	46,175	11,719	25.38
合 計	31・元	261,439	69,228	26.48
	2	262,475	68,403	26.06
	3	259,854	68,017	26.18

※各年度当初1期時点の数値であり、随時期課税分を除く

## (2) 収納方法の利用状況(令和3年度)

	窓口納付		コンビニ		スマホ決済 (モバイル、LINEpay、PayPay、d払い、auPay、J-coinPay)		モバイルレジックレジット		口座振替		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 (普通徴収) (%)	46,483 (26.04%)	3,254,607,531 (39.17%)	87,944 (49.27%)	2,356,981,503 (28.36%)	9,446 (5.29%)	256,865,330 (3.09%)	1,746 (0.98%)	64,771,096 (0.78%)	32,869 (18.42%)	2,376,448,083 (28.60%)	178,488 (100.00%)	8,309,673,543 (100.00%)
固定資産税・ 都市計画税 (%)	75,318 (21.76%)	9,766,418,085 (46.15%)	99,072 (28.62%)	3,367,685,145 (15.91%)	16,816 (4.86%)	391,245,660 (1.85%)	2,611 (0.75%)	65,902,090 (0.31%)	152,339 (44.01%)	7,573,360,400 (35.78%)	346,156 (100.00%)	21,164,611,380 (100.00%)
軽自動車税 (%)	20,375 (31.28%)	142,829,400 (31.18%)	39,682 (60.93%)	282,250,790 (61.61%)	2,182 (3.35%)	14,210,437 (3.10%)	187 (0.29%)	1,345,600 (0.29%)	2,702 (4.15%)	17,476,600 (3.81%)	65,128 (100.00%)	458,112,827 (100.00%)
国民健康保険税 (%)	78,391 (23.13%)	2,005,430,117 (30.98%)	140,213 (41.37%)	2,171,687,243 (33.55%)	9,010 (2.66%)	136,929,138 (2.12%)	1,133 (0.33%)	27,642,498 (0.43%)	110,174 (32.51%)	2,132,041,600 (32.93%)	338,921 (100.00%)	6,473,730,596 (100.00%)
合計 (%)	220,567 (23.75%)	15,169,285,133 (41.67%)	366,911 (39.51%)	8,178,604,681 (22.46%)	37,454 (4.03%)	799,250,565 (2.20%)	5,677 (0.61%)	159,661,284 (0.44%)	298,084 (32.10%)	12,099,326,683 (33.23%)	928,693 (100.00%)	36,406,128,346 (100.00%)

【集計期間】 R3年4月～R4年3月(納税義務者数は当初1期末時点)

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数  
※ 納付書1枚につき、1件として計算

## 2 滞納処分状況の推移

### (1)-1 差押(市税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
不動産	108	60,999,462	142	114,054,743
電話加入権	0	0	0	0
債権	1,181	215,579,842	1,616	306,150,217
合計	1,289	276,579,304	1,758	420,204,960
(前年度対比)	101.18	96.25	136.38	151.93
差押解除	1,237	300,840,148	1,594	344,539,303
(前年度対比)	94.72	102.16	128.86	114.53

### (1)-2 差押(国民健康保険税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
不動産	92	94,535,456	132	122,710,962
電話加入権	0	0	0	0
債権	744	265,852,129	1,289	446,793,461
合計	836	360,387,585	1,421	569,504,423
(前年度対比)	286.30	228.41	169.98	158.03

### (2)-1 交付要求(市税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
前年度繰越	120	45,123,915	106	28,318,356
要求分	188	36,906,979	160	42,570,903
配当受領分	82	11,833,313	81	11,470,932
取下・解除等	202	53,712,538	192	38,220,246
翌年度繰越	106	28,318,356	74	32,669,013

### (2)-2 交付要求(国民健康保険税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
要求分	80	38,173,900	67	38,493,316
配当受領分	15	2,593,411	18	4,114,286

### (3)-1 執行停止(市税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
市民税	1,657	91,155,524	1,466	87,020,784
固定資産税(都市計画税含む)	198	11,607,214	149	8,383,417
軽自動車税	355	1,494,956	384	1,874,316
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	0	0	0	0
合計	2,210	104,257,694	1,999	97,278,517
(前年度対比)	155.52	139.37	90.45	93.31

### (3)-2 執行停止(国民健康保険税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	5,243	494,056,277	4,716	422,677,499
(前年度対比)	0.79	0.96	0.90	0.86

### (4)-1 不納欠損(市税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
市民税	1,527	83,663,037	1,809	104,224,805
固定資産税(都市計画税含む)	288	13,929,121	281	13,799,366
軽自動車税	388	1,427,581	601	2,279,113
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	0	0	0	0
合計	2,203	99,019,739	2,691	120,303,284
(前年度対比)	127.71	128.03	122.15	121.49

### (4)-2 不納欠損(国民健康保険税)

区分	29年度		30年度	
	件数	税額	件数	税額
国民健康保険税	4,987	502,458,080	4,704	411,348,971
(前年度対比)	0.80	1.03	0.94	0.82

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
69	55,819,059	71	59,123,496	110	71,592,713
0	0	0	0	0	0
1,282	242,861,846	1,215	189,147,212	1,106	157,934,268
1,351	298,680,905	1,286	248,270,708	1,216	229,526,981
104.81	107.99	73.15	59.08	90.01	76.85
1,353	284,605,604	1,265	303,746,307	1,219	257,080,885
109.38	94.60	79.36	88.16	90.10	90.33

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
61	47,739,673	72	65,732,884	83	66,479,714
0	0	0	0	0	0
1,001	293,556,633	1,007	202,771,824	895	204,181,132
1,062	341,296,306	1,079	268,504,708	978	270,660,846
127.03	94.70	75.93	47.15	92.09	79.30

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
74	32,669,013	94	42,476,867	57	20,508,230
185	56,128,093	128	22,704,931	108	53,204,873
70	14,964,730	54	3,357,140	44	4,109,703
165	46,320,239	165	44,673,568	99	19,554,305
94	42,476,867	57	20,508,230	66	54,158,798

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
76	31,082,323	74	22,162,323	58	19,183,732
23	6,150,789	17	1,851,033	25	6,201,950

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,135	59,156,646	2,548	97,145,182	1,606	68,039,231
137	7,952,431	250	12,375,420	236	20,731,455
379	1,764,614	555	2,856,379	335	1,921,995
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,651	68,873,691	3,353	112,376,981	2,177	90,692,681
74.71	66.06	167.73	115.52	131.86	131.68

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
3,506	305,534,459	5,040	413,825,618	2,776	215,460,598
0.67	0.62	1.07	0.98	0.79	0.71

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,411	75,144,499	1,564	86,907,943	1,240	73,843,297
205	9,991,441	273	16,426,896	250	21,321,147
342	1,387,763	581	3,433,911	326	2,022,392
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,958	86,523,703	2,418	106,768,750	1,816	97,186,836
88.88	87.38	89.86	88.75	92.75	112.32

(単位: 件、円、%)

(単位: 件、円、%)

31・元		2		3	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
3,537	305,986,941	5,077	407,552,647	3,423	205,472,158
0.71	0.61	1.08	0.99	0.97	0.67

### 3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位:千円、人、%)

区分		年度						
		29	30	31・元	2	3		
税収入額	1	市 税	48,276,134	48,815,895	49,566,290	49,787,788	49,558,010	
	2	個人の県民税	13,726,216	14,013,960	14,308,715	14,604,510	14,446,531	
	3	合 計	62,002,350	62,829,855	63,875,005	64,392,298	64,004,541	
徴 税 費	人 件 費	4	基 本 給	370,953	360,717	349,396	352,781	347,935
		5	諸 手 当	254,630	255,778	245,450	247,480	241,648
			イ 超過勤務手当	48,293	50,405	41,201	37,559	35,990
			ロ 税務職手当	3,913	4,055	3,671	3,843	3,829
			ハ その他の手当	202,424	201,318	200,578	206,078	201,829
		6	そ の 他	181,446	177,116	170,135	174,650	170,283
		7	小 計	807,029	793,611	764,981	774,911	759,866
	需 用 費	8	旅 費	415	292	279	75	81
		9	賃 金	32,975	27,480	40,165	3,364	4,546
		10	そ の 他	165,808	153,247	184,589	156,765	139,555
		11	小 計	199,198	181,019	225,033	160,204	144,182
	報 償 金 及 び こ れ に 関 する 経 費	12	納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
		13	納税組合報償金	0	0	0	0	0
		14	納税組合補助金	0	0	0	0	0
		15	そ の 他	0	0	0	0	0
		16	小 計	0	0	0	0	0
		17	そ の 他	244,218	249,165	186,921	258,443	243,567
		18	合 計	1,250,445	1,223,795	1,176,935	1,193,558	1,147,615
徴収取扱費	19	県民税徴収取扱費	546,328	553,082	564,500	573,511	580,313	
	20	18 - 19	704,117	670,713	612,435	620,047	567,302	
税収入額に対する徴税費の割合	21	18 ÷ 3	2.02	1.95	1.84	1.85	1.79	
	22	20 ÷ 1	1.46	1.37	1.24	1.25	1.14	
徴税職員数		吏 員	110	118	117	120	120	
		そ の 他	0	0	0	0	0	
	23	合 計	110	118	117	120	120	
		アルバイト	0	0	0	0	0	

X そ の 他





## 1 税外収入

(単位:円)

区分	年度				
	29	30	31・元	2	3
徴税手数料	19,761,000	19,080,100	15,428,500	13,461,950	14,065,200
総務管理費委託金	87,613	95,137	72,472	71,832	78,544
徴税費委託金	546,328,371	553,082,591	564,500,416	573,511,909	580,313,474
延滞金	32,934,818	41,425,112	50,062,370	51,758,278	65,498,876
土地改良区費賦課徴収交付金	2,069,386	2,061,032	2,056,722	2,109,903	2,095,881
雑入 (土地改良区費事務電算委託料)	1,597,521	1,565,218	1,565,218	1,595,000	1,595,000

## 2 徴税手数料

(単位:件、円)

区分	31・元		2		3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税諸証明	41,965	8,393,000	34,158	6,831,600	35,813	7,162,600
資産税諸証明	16,450	5,682,100	15,553	5,410,150	16,647	5,639,800
納税証明	7,316	1,463,200	6,553	1,310,600	6,765	1,353,000
合計	65,731	15,538,300	56,264	13,552,350	59,225	14,155,400

※上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

### 3 電子計算機

#### (1) 電子計算機の利用に関する調

区 分		入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	個 人 普通徴収	給与支払報告書 年金支払報告書 市民税県民税申告書 確定申告書 公的年金支払報告書	市民税・県民税申告書 納税通知書兼変更通知書・納付書 調定表 課税状況等の調 個人査定リスト 世帯査定リスト	前年度課税マスターと1月1日現在の住民マスターを突合せ、対象者の申告書を作成、入力資料のエラー出力、資料合算、併徴処理、課税計算処理を行い、納税通知書・納付書等を作成。また、例月の各処理において税額変更通知書等を作成
	特別徴収	給与支払報告書 総括表 市民税県民税申告書 確定申告書 異動届出書	税額決定・変更通知書 納入書 総括表 調定表 事業所索引簿 給報登録データ全件リスト	給与支払報告書及び申告書を入力し、前年度の特徴マスター及び1月1日現在の住民マスターと突合せ、特徴該当者を抽出し課税計算処理等を行い、異動届に基づき、全特処理、転勤処理、退職切替処理等を行う。また、各処理において税額通知書を作成
	法 人	法人(設立・異動)届出書 予定・中間・確定・修正申告書 法人税額等通知書(都道府県から) 更正請求書	発送用予定・中間・確定申告書 納付書 更正・決定通知書・決議書 調定表 各種統計資料	宛名マスター・課税マスターに基づき、決算期を迎えた法人の予定・中間・確定申告書の作成、税額の算出、調定表・各種統計資料等の作成
固定資産税		土地(補充)課税台帳 家屋(補充)課税台帳 家屋評価調書 償却資産申告書 償却資産種類別明細書 償却資産更正連絡票	納税通知書・納付書 課税明細書 課税台帳兼名寄帳 土地・家屋価格縦覧台帳 調定表 評点数テーブル全件リスト 償却資産課税台帳兼評価調書 償却資産種類別明細書 申告者全件リスト	一筆一棟一資産ごとのデータから課税マスターを作成し、課税標準額を算出、納税者単位に名寄せして税額を算出後、納税通知書等を作成
軽自動車税		軽自動車税(種別割)申告書	納税通知書・納付書 調定表 地区別調定表 台数調定表 非課税氏名順リスト 氏名順全件リスト 市外居住者通知 市外居住者リスト 死亡者リスト 通知書番号順リスト 標識交付証明書・廃車確認書	軽自動車等を車種別、ナンバープレート順に入力し、課税及び異動処理を行い、納税通知書等を作成
事業所税		事業所等の新設(廃止)申告書 事業所税申告書 更正(決定)決議書 減免決定決議書	調定表 各種統計資料	申告書等を入力し、事業所マスターの作成、税額の算出、調定表・各種統計資料の作成

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
収納管理	納入済通知書 消込用FD 収納マスター更正連絡表 納付書更正連絡表 不一致一覧表 各種事象データ 即時入力処理(各種更正処理・ 不一致処理) コンビニ速報・確報受信データ 共通納税納付情報データ	還付充当通知書 日計表 収納月計表・収納調定表 不一致一覧表 督促状・督促状発布者リスト コンビニ確認リスト コンビニ収納金明細書 共通納税確認リスト 共通納税収入金明細書	金融機関及びコンビニ収納(スマートフォン決済アプリを利用した納付情報を含む)、地方税共通納税システム納付に基づく収納のデータ取り込み、消し込み処理により、収納管理を行う
滞納管理	各種事象データ	再発行納付書 未納金税額明細書 各種滞納整理帳票 各種統計資料	滞納者の処分及び納付履歴を把握し、個人及び処分ごとの一元管理を行う
口座振替	口座振替(自動払込利用申込書)依頼書(兼廃止届) 口座振替(自動払込受付通知書)依頼書(兼廃止届)	口座振替件数表(銀行業務毎) 口座振替明細リスト 口座振替請求データ 口座振替領収データ 口座振替結果しらべ 口座振替納付済通知書	指定金融機関22行と、オンラインによるデータ伝送にて口座振替を実施。ゆうちょ銀行と、DVD媒体を介して口座振替データの受け渡しを行っている。 口座振替の異動管理(新規登録・変更・解約)については、指定金融機関との間で口座振替依頼書を受け渡しして行っている

(2) 電子計算機を用いた証明書

区 分	入 力 原 票	出 力 帳 票	処 理 内 容
市 民 税	個人	課税証明書 非課税証明書	請求に基づき、課税マスターに課税資料が登録されている者のみ証明書を自動発行
		法人	営業届出済証明書
固定資産税	税証明交付請求書	課税台帳(兼)名寄帳 評価証明書、公課証明書 地方税法第422条の3の通知書 税額明細書 固定資産課税台帳の写し	請求に基づき、課税台帳に登録されている事項を証明書として自動発行
納税関係		納税証明書「市・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)(一般用及び継続検査用)、(給与)特別徴収義務者用、事業所税」	請求に基づき、各税目の納税証明書を自動発行

#### 4 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行		
	40年	4月	パロース会計機を2台導入		
	42年	1月	市・県民税電算委託		
	44年	3月	固定資産税電算委託		
	45年	1月	国民健康保険税電算委託		
			軽自動車税電算委託		
	47年	4月	口座振替制度実施		
	49年	4月	収納消込OCR機導入		
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託		
			6月	集合徴収制度実施	
	51年	4月	集合市税収納状況一覧表のコムフィッシュ化		
			滞納繰越台帳電算導入		
	53年	1月	集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコムロール化		
			固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入		
	54年	11月	市・県民税（特徴）電算導入		
			集合市税催告書ヒートシール化		
	55年	3月	収納消込機器変更		
			4月	滞納繰越分消込電算併用	
	56年	6月	軽自動車税催告書ヒートシール化		
			市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理		
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理		
			10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理	
	58年	4月	端末機導入		
59年	2月	漢字マスター完成			
		7月	OCR機種変更		
60年	6月	11月	法人市民税電算処理		
		8月	税の検索及び証明書発行オンライン稼働		
61年	4月	納税組合報奨金計算電算処理			
		8月	集合市税収納即時消込オンライン稼働		
62年	7月	納組口座即時更新オンライン稼働			
		8月	宛名即時更新オンライン稼働		
63年	8月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）			
		軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始			
平成	元年	10月	市・県民税未申告者抽出電算処理		
			滞納管理オンライン稼働		
	2年	8月	OCR機種変更		
			固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化		
	3年	7月	法人市民税オフコン稼働		
			市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼働		
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施		
			郵便局口座振替開始		
	8年	4月	地理情報システム稼働		
			土地評価システム稼働		
	11年	4月	口座振替手数料改定		
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼働		
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼働		
			固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼働		
	17年	10月	固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化		
			平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化		
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始		
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始		
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼働 （経由機関とのデータ授受）		
			21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書
	23年	1月	国税連携開始		
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始		
	30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼働		
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入（対象税目：法人市民税、 市・県民税（特徴）、事業所税）		
			2年	12月	スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、LINE Pay請求書支払い、 PayPay請求書支払い）を利用した納付を開始
			3年	2月	スマートフォン決済アプリにモバイルレジクレジットを追加
			4年	2月	スマートフォン決済アプリにd払い請求書支払い、au PAY（請求書支払 い）、Jcoin請求書支払いを追加

# XI 参 考 资 料



# 1 市税の税率の変遷

税目		年度	平成24年度	平成25年度																														
個人市民税	均等割		3,000円(再掲)	同左																														
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)	同左																														
法人市民税	均等割	(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	同左
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																															
50億円超	50人超	3,000,000円																																
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																
10億円超	50人以下	410,000円																																
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
1千万円以下	50人超	120,000円																																
上記以外の法人等		50,000円																																
法人税割	不均一課税(再掲)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	税率	1億円超	—	14.7/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	同左																			
資本金等の額	法人税額	税率																																
1億円超	—	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円超	14.7/100																																
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100																																
固定資産税			1.4%(再掲)	同左																														
軽自動車税			<p>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円</p> <p>50ccを超え90cc以下 // 1,200円</p> <p>90ccを超え125cc以下 // 1,600円</p> <p>ミニカー // 2,500円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円</p> <p>その他(フォークリフト等) // 4,700円</p> <p>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円</p> <p>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 2,400円</p> <p>3輪のもの(660cc以下) // 3,100円</p> <p>4輪以上 { 乗 用 { 営業用 // 5,500円</p> <p>{ 自家用 // 7,200円</p> <p>の 物 品 { 営業用 // 3,000円</p> <p>{ 自家用 // 4,000円</p> <p>(660cc以下)</p> <p>(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下) // 2,400円</p>	同左																														
市たばこ税 (1,000本につき)			4,618円(再掲) (旧3級品)2,190円(再掲)	5,262円 (旧3級品)2,495円																														
特別土地保有税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)	同左																														
入湯税			150円(再掲)	同左																														
事業所税			資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)	同左																														
都市計画税			0.2%(再掲)	同左																														

税目		年度	平成26年度																																																																									
個人市民税	均等割	3,500円 (令和5年度まで)																																																																										
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																										
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円																																	
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																									
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																										
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																										
10億円超	50人以下	410,000円																																																																										
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																										
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																										
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																										
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																										
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																										
上記以外の法人等		50,000円																																																																										
法人税割	不均一課税 ※新税率はH26.10.1以後に開始する事業年度分から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																									
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																									
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																																																																									
1億円以下	年額500万円超	14.7/100	12.1/100																																																																									
1億円以下	年額500万円以下	12.9/100	10.3/100																																																																									
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																										
軽自動車税		<table> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃</td> <td>2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃</td> <td>4,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>3,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用 {</td> <td>〃</td> <td>5,500円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>のもの</td> <td>〃</td> <td>7,200円</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(660cc以下)</td> <td rowspan="2">貨物用 {</td> <td>〃</td> <td>3,000円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円			50ccを超え90cc以下	〃	1,200円			90ccを超え125cc以下	〃	1,600円			ミニカー	〃	2,500円		小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円			その他(フォークリフト等)	〃	4,700円		2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円		軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円			3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円			4輪以上	乗 用 {	〃	5,500円	営業用		のもの	〃	7,200円	自家用		(660cc以下)	貨物用 {	〃	3,000円	営業用			〃	4,000円	自家用		(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円	
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	1,000円																																																																									
	50ccを超え90cc以下	〃	1,200円																																																																									
	90ccを超え125cc以下	〃	1,600円																																																																									
	ミニカー	〃	2,500円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用	〃	1,600円																																																																									
	その他(フォークリフト等)	〃	4,700円																																																																									
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	4,000円																																																																									
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	2,400円																																																																									
	3輪のもの(660cc以下)	〃	3,100円																																																																									
	4輪以上	乗 用 {	〃	5,500円	営業用																																																																							
	のもの		〃	7,200円	自家用																																																																							
	(660cc以下)	貨物用 {	〃	3,000円	営業用																																																																							
			〃	4,000円	自家用																																																																							
	(再掲) もっぱら雪上を走行するもの(660cc以下)	〃	2,400円																																																																									
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																																																																										
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																										
入湯税		150円(再掲)																																																																										
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																										
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																										



税目	年度	平成27年度																														
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																														
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																														
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																													
50億円超	50人超	3,000,000円																														
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																														
10億円超	50人以下	410,000円																														
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																														
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																														
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																														
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																														
1千万円以下	50人超	120,000円																														
上記以外の法人等		50,000円																														
法人税割	不均一課税(再掲) ※新税率はH26.10.1以後開始の事業年度分から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円超</td> <td>14.7/100</td> <td>12.1/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額 500万円以下</td> <td>12.9/100</td> <td>10.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>	資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100	1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100															
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																													
1億円超	—	14.7/100	12.1/100																													
1億円以下	年額 500万円超	14.7/100	12.1/100																													
1億円以下	年額 500万円以下	12.9/100	10.3/100																													
固定資産税		1.4%(再掲)																														
軽自動車税		<p>原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 1,000円</p> <p>50ccを超え 90cc以下 // 1,200円</p> <p>90ccを超え 125cc以下 // 1,600円</p> <p>ミニカー // 2,500円</p> <p>小型特殊自動車 農耕作業用 // 1,600円</p> <p>その他(フォークリフト等) // 4,700円</p> <p>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) // 4,000円</p> <p>軽自動車 2輪のもの(125ccを超え 250cc以下) // 2,400円</p> <p>H27.3.31以前取得車両 H27.4.1取得車両</p> <p>3輪のもの(660cc以下) // 3,100円 年額 3,900円</p> <p>4輪以上 { 乗用 { 営業用 // 5,500円 // 6,900円 自家用 // 7,200円 // 10,800円 貨物用 { 営業用 // 3,000円 // 3,800円 自家用 // 4,000円 // 5,000円</p>																														
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,495円(再掲)																														
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																														
入湯税		150円(再掲)																														
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																														
都市計画税		0.2%(再掲)																														

税目		年度	平成28年度																																					
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																						
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																						
法人市民税	均等割	(再掲)																																						
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>							資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円		
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																						
50億円超	50人超	3,000,000円																																						
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																						
10億円超	50人以下	410,000円																																						
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																						
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																						
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																						
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																						
1千万円以下	50人超	120,000円																																						
上記以外の法人等		50,000円																																						
固定資産税		1.4%(再掲)																																						
軽自動車税	原動機付自転車		50cc以下(ミニカーを除く)	年額 2,000円																																				
			50ccを超え90cc以下	" 2,000円																																				
		90ccを超え125cc以下		" 2,400円																																				
		ミニカー		" 3,700円																																				
		小型特殊自動車 農耕作業用		" 2,400円																																				
		その他(フォークリフト等)		" 5,900円																																				
		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		" 6,000円																																				
		軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下)		" 3,600円																																				
		3輪のもの(660cc以下)		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H27.4.1~H28.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率		取得後13 年経過車両																																
				本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																															
		4輪以上 のもの (660cc以下)		年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																															
		<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">}</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>" 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>" 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>" 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>" 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>		}	乗用	営業用	" 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	" 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	}	貨物用	営業用	" 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	" 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円					
}	乗用					営業用	" 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																												
					自家用	" 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																													
	}				貨物用	営業用	" 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																												
		自家用	" 4,000円	5,000円		1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																															
市たばこ税 (1,000本につき)		5,262円(再掲) (旧3級品)2,925円																																						
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																						
入湯税		150円(再掲)																																						
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																						
都市計画税		0.2%(再掲)																																						

税目		年度	平成29年度																																																																																		
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																			
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																			
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																			
	法人税割	不均一課税																																																																																			
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																				
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>年額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>年額</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>年額</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>年額</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>年額</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>年額</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得した車両</th> <th>H27.3.31以前に取得した車両</th> <th>H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率</th> <th>取得後13年経過車両</th> </tr> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th>本則</th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>年額 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>年額 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>年額 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>年額 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>					原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	年額	2,000円		90ccを超え125cc以下	年額	2,400円		ミニカー	年額	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円		その他(フォークリフト等)	年額	5,900円		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	年額	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円	取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年経過車両		本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	貨物用	営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																		
	50ccを超え90cc以下	年額	2,000円																																																																																		
	90ccを超え125cc以下	年額	2,400円																																																																																		
	ミニカー	年額	3,700円																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円																																																																																		
	その他(フォークリフト等)	年額	5,900円																																																																																		
	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	年額	6,000円																																																																																		
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円																																																																																		
取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両	H27.4.1以後の新規取得車両	H28.4.1~H29.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年経過車両																																																																															
	本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																																																															
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																															
4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																														
		自家用	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																														
	貨物用	営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																														
		自家用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																														
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲) (旧3級品)3,355円																																																																																				
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																				
入湯税	150円(再掲)																																																																																				
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																				
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																				

税目		年度	平成30年度																																																																																										
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																											
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																											
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																											
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>							資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																							
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																											
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																											
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																											
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																											
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																											
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																											
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																											
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																											
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																											
上記以外の法人等		50,000円																																																																																											
固定資産税	1.4%(再掲)																																																																																												
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>年額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>年額</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>年額</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>年額</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>年額</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>年額</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>年額</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th colspan="3">H27.3.31以前に取得した車両</th> <th colspan="3">H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率</th> <th rowspan="2">取得後13年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> <th>重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの(660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>年額 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>年額 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>年額 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>年額 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>							原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	年額	2,000円		90ccを超え125cc以下	年額	2,400円		ミニカー	年額	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円		その他(フォークリフト等)	年額	5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	年額	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円	取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両			H27.4.1以後の新規取得車両			H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年経過車両	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課	3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円	貨物用	営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円	自家用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																										
	50ccを超え90cc以下	年額	2,000円																																																																																										
	90ccを超え125cc以下	年額	2,400円																																																																																										
	ミニカー	年額	3,700円																																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用	年額	2,400円																																																																																										
	その他(フォークリフト等)	年額	5,900円																																																																																										
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	年額	6,000円																																																																																										
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	年額	3,600円																																																																																										
取得した車両	H27.3.31以前に取得した車両			H27.4.1以後の新規取得車両			H29.4.1~H30.3.31の間の新規取得車両に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13年経過車両																																																																																			
	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課																																																																																								
3輪のもの(660cc以下)	年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																							
4輪以上のもの(660cc以下)	乗用	営業用	年額 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																					
		自家用	年額 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																					
	貨物用	営業用	年額 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円																																																																																					
		自家用	年額 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																					
市たばこ税 (1,000本につき)	5,262円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品)4,000円																																																																																												
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																												
入湯税	150円(再掲)																																																																																												
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																												
都市計画税	0.2%(再掲)																																																																																												

税目		年度	平成31年(令和元年)度																																																																																							
個人市民税	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																								
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																								
法人市民税	均等割	(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」			資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円																																																								
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																							
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																								
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																								
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																								
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																								
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																								
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																								
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																								
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																								
上記以外の法人等		50,000円																																																																																								
法人税割	不均一課税※新税率はR1.10.1以後に開始する事業年度分から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> ※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」			資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																							
資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																																																																							
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																																																																							
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																																																																							
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																																																																							
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																								
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃</td> <td>3,600円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27.3.31以前に 取得した車両</td> <td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td> <td colspan="3">H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td> <td>取得後13 年経過車両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>本則</td> <td>本則</td> <td>75%軽課</td> <td>50%軽課</td> <td>25%軽課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)</td> <td></td> <td>年額 3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>〃 5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>〃 3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>			原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	〃	2,000円		90ccを超え125cc以下	〃	2,400円		ミニカー	〃	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃	2,400円		その他(フォークリフト等)	〃	5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	3,600円			H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)		年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円		貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																							
	50ccを超え90cc以下	〃	2,000円																																																																																							
	90ccを超え125cc以下	〃	2,400円																																																																																							
	ミニカー	〃	3,700円																																																																																							
小型特殊自動車	農耕作業用	〃	2,400円																																																																																							
	その他(フォークリフト等)	〃	5,900円																																																																																							
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	〃	6,000円																																																																																							
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	3,600円																																																																																							
		H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	H30.4.1~H31.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13 年経過車両																																																																																			
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																			
3輪のもの(660cc以下)		年額 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																			
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																			
		自家用	〃 7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円																																																																																		
	貨物用	営業用	〃 3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																			
		自家用	〃 4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円																																																																																		
市たばこ税 (1,000本につき)		5,692円(再掲) (旧3級品)4,000円(再掲)⇒5,692円(10月1日以後売渡分から)																																																																																								
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																								
入湯税		150円(再掲)																																																																																								
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																								
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																								

税目		年度	令和2年度																																									
市民税 個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																										
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																										
法人市民税	均等割	(再掲)																																										
	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td colspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td colspan="2">120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)		50億円超	50人超	3,000,000円		10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円		10億円超	50人以下	410,000円		1億円超10億円以下	50人超	400,000円		1億円超10億円以下	50人以下	160,000円		1千万円超1億円以下	50人超	150,000円		1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円		1千万円以下	50人超	120,000円		上記以外の法人等		50,000円
資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																										
50億円超	50人超	3,000,000円																																										
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																										
10億円超	50人以下	410,000円																																										
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																										
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																										
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																										
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																										
1千万円以下	50人超	120,000円																																										
上記以外の法人等		50,000円																																										
固定資産税	1.4%(再掲)																																											
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>税率</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>12.1/100</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>10.3/100</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」</p>				資本金等の額	法人税額	税率	新税率	1億円超	—	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																							
	資本金等の額	法人税額	税率	新税率																																								
1億円超	—	12.1/100	8.4/100																																									
1億円以下	年額500万円超	12.1/100	8.4/100																																									
1億円以下	年額500万円以下	10.3/100	6.6/100																																									
環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車等 【税率】 非課税</li> <li>【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 【税率】 非課税</li> <li>★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 1% 非課税</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2% 1%</li> <li>上記以外 2% 1%</li> </ul> </li> <li>【トラック】 【税率】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 1%</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 2%</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2%</li> </ul> </li> </ul> <p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>																																											
市たばこ税 (1,000本につき)	5,692円(再掲) ⇒ 6,122円(10月1日以後売渡分から) (旧3級品) 5,692円(再掲)																																											
特別土地保有税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																											
入湯税	150円(再掲)																																											
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																											
都市計画税	0.2%(再掲)																																											

税目		年度	令和3年度																														
市民税 個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																															
	所得割 (総合課税)	6%(再掲)																															
法人市民税	均等割	(再掲)																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																														
50億円超	50人超	3,000,000円																															
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																															
10億円超	50人以下	410,000円																															
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																															
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																															
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																															
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																															
1千万円以下	50人超	120,000円																															
上記以外の法人等		50,000円																															
法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																		
資本金等の額	法人税額	新税率																															
1億円超	—	8.4/100																															
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																															
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																															
固定資産税		1.4%(再掲)																															
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円 50ccを超え90cc以下            " 2,000円 90ccを超え125cc以下           " 2,400円 ミニカー                               " 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用                   " 2,400円 その他(フォークリフト等)           " 5,900円 2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)       " 6,000円 軽自動車           2輪のもの(125ccを超え250cc以下)   " 3,600円	H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R2.4.1~R3.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率	取得後13 年経過車両 重課																											
		3輪のもの(660cc以下) 年額 3,100円 4輪以上    " 5,500円 " 7,200円 " 3,000円 " 4,000円	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課																										
	乗用 { 営業用 " 5,500円 " 7,200円 " 3,000円 " 4,000円 " 5,000円	営業用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円																											
環境性能割	・電気自動車等	【税率】 非課税																															
	【自家用乗用車】 ・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準+10%達成車 ・★★★★ 且つ 2020年度燃費基準達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 ・上記以外	【税率】 非課税 1% 2% 2%																															
	【トラック】 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車	【税率】 1% 2% 2%																															
		※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																															
市たばこ税 (1,000本につき)		6,122円(再掲) ⇒ 6,552円(10月1日以後売渡分から)																															
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																															
入湯税		150円(再掲)																															
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																															
都市計画税		0.2%(再掲)																															

税目		年度	令和4年度																																																																																																	
市民税	個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																																	
		所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																	
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																																		
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																		
	法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																																																				
資本金等の額	法人税額	新税率																																																																																																		
1億円超	—	8.4/100																																																																																																		
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																																																																		
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																																		
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>50cc以下(ミニカーを除く)</th> <th>年額</th> <th>2,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>〃</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>〃</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>〃</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>〃</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td></td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>〃</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円		50ccを超え90cc以下	〃	2,000円		90ccを超え125cc以下	〃	2,400円		ミニカー	〃	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	〃	2,400円		その他(フォークリフト等)	〃	5,900円	2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		〃	6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	3,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した車両</th> <th colspan="2">H27.3.31以前に</th> <th colspan="2">H27.4.1以後の新規取得車両</th> <th colspan="3">R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両</th> <th rowspan="2">取得後13年経過車両</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>軽課</th> <th>本則</th> <th>軽課</th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td> <td>年額3,100円</td> <td>—</td> <td>3,900円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td> <td>〃3,100円</td> <td>—</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>—</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>〃5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>〃3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	取得した車両	H27.3.31以前に		H27.4.1以後の新規取得車両		R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両			取得後13年経過車両	本則	軽課	本則	軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	—	3,900円	—	—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	〃3,100円	—	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	—	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	自家用	〃7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円	貨物用	営業用	〃3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円	自家用	〃4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円
	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額	2,000円																																																																																																
	50ccを超え90cc以下	〃	2,000円																																																																																																	
	90ccを超え125cc以下	〃	2,400円																																																																																																	
	ミニカー	〃	3,700円																																																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	〃	2,400円																																																																																																	
	その他(フォークリフト等)	〃	5,900円																																																																																																	
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		〃	6,000円																																																																																																	
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	〃	3,600円																																																																																																	
取得した車両	H27.3.31以前に		H27.4.1以後の新規取得車両		R3.4.1~R4.3.31の間の新規取得車両			取得後13年経過車両																																																																																												
	本則	軽課	本則	軽課	75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																																													
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円	—	3,900円	—	—	—	—	4,600円																																																																																												
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	〃3,100円	—	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	—	4,600円																																																																																												
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用	営業用	〃5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																												
		自家用	〃7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円																																																																																												
	貨物用	営業用	〃3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円																																																																																												
		自家用	〃4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円																																																																																												
	環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車等</li> <li>【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準75%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準60%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準55%達成車</li> <li>上記以外</li> </ul> </li> <li>【トラック】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車</li> </ul> </li> </ul>	<p>【税率】 非課税</p> <p>【税率】 非課税 1% 2% 2%</p> <p>【税率】 1% 2% 2%</p>	<p>※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車</p> <p>※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。</p>																																																																																																
市たばこ税 (1,000本につき)		6,552円																																																																																																		
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																		
入湯税		150円(再掲)																																																																																																		
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																		
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																																		



税目		年度	令和5年度																																																																																																	
市民税	個人	均等割	3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																																																																	
		所得割 (総合課税)	6%(再掲)																																																																																																	
法人市民税	均等割	(再掲)																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内事業所等 従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超10億円以下	50人超	400,000円	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記以外の法人等		50,000円	※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																																			
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																	
50億円超	50人超	3,000,000円																																																																																																		
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																		
10億円超	50人以下	410,000円																																																																																																		
1億円超10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																		
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																		
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																																																																																		
1千万円以下	50人超	120,000円																																																																																																		
上記以外の法人等		50,000円																																																																																																		
	法人税割	不均一課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人税額</th> <th>新税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円超</td> <td>—</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円超</td> <td>8.4/100</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>年額500万円以下</td> <td>6.6/100</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	法人税額	新税率	1億円超	—	8.4/100	1億円以下	年額500万円超	8.4/100	1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																																																				
資本金等の額	法人税額	新税率																																																																																																		
1億円超	—	8.4/100																																																																																																		
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																																																																		
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																																																																		
固定資産税		1.4%(再掲)																																																																																																		
軽自動車税	種別割	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下(ミニカーを除く)</td> <td>年額2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>// 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>// 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>// 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>// 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>// 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>(250ccを超えるもの)</td> <td>// 6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪のもの(125ccを超え250cc以下)</td> <td>// 3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円		50ccを超え90cc以下	// 2,000円		90ccを超え125cc以下	// 2,400円		ミニカー	// 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円		その他(フォークリフト等)	// 5,900円	2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	// 6,000円	軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H27.3.31以前に 取得した車両</th> <th colspan="2">H27.4.1以後の 新規取得車両</th> <th colspan="3">R4.4.1~R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th> <th rowspan="2">取得後13年 経過車両 重課</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th></th> <th>本則</th> <th></th> <th>75%軽課</th> <th>50%軽課</th> <th>25%軽課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td> <td>年額3,100円</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td> <td>// 3,100円</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上 のもの (660cc以下)</td> <td rowspan="2">           乗用 { 営業用           自家用 貨物用 { 営業用           自家用         </td> <td>// 5,500円</td> <td></td> <td>6,900円</td> <td></td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>// 7,200円</td> <td></td> <td>10,800円</td> <td></td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>// 3,000円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>// 4,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td></td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>			H27.3.31以前に 取得した車両		H27.4.1以後の 新規取得車両		R4.4.1~R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両 重課	本則		本則		75%軽課	50%軽課	25%軽課	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円		3,900円		—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円		3,900円		1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	// 5,500円		6,900円		1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	// 7,200円		10,800円		2,700円	—	—	12,900円			// 3,000円		3,800円		1,000円	—	—	4,500円			// 4,000円		5,000円		1,300円	—	—	6,000円
	原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	年額2,000円																																																																																																	
	50ccを超え90cc以下	// 2,000円																																																																																																		
	90ccを超え125cc以下	// 2,400円																																																																																																		
	ミニカー	// 3,700円																																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400円																																																																																																		
	その他(フォークリフト等)	// 5,900円																																																																																																		
2輪の小型自動車	(250ccを超えるもの)	// 6,000円																																																																																																		
軽自動車	2輪のもの(125ccを超え250cc以下)	// 3,600円																																																																																																		
	H27.3.31以前に 取得した車両		H27.4.1以後の 新規取得車両		R4.4.1~R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両 重課																																																																																												
	本則		本則		75%軽課	50%軽課	25%軽課																																																																																													
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額3,100円		3,900円		—	—	—	4,600円																																																																																												
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円		3,900円		1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																																																												
4輪以上 のもの (660cc以下)	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	// 5,500円		6,900円		1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																																																											
		// 7,200円		10,800円		2,700円	—	—	12,900円																																																																																											
		// 3,000円		3,800円		1,000円	—	—	4,500円																																																																																											
		// 4,000円		5,000円		1,300円	—	—	6,000円																																																																																											
	環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車等</li> <li>【自家用乗用車】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準75%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準60%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2030年度燃費基準55%達成車</li> <li>上記以外</li> </ul> </li> <li>【トラック】 <ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車</li> <li>★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車</li> </ul> </li> </ul>	<b>【税率】</b> 非課税  <b>【税率】</b> 非課税 1% 2% 2%  <b>【税率】</b> 1% 2% 2%																																																																																																	
		※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																																																																		
市たばこ税 (1,000本につき)		6,552円(再掲)																																																																																																		
特別土地保有税		保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																		
入湯税		150円(再掲)																																																																																																		
事業所税		資産割 1㎡600円 従業者割0.25%(再掲)																																																																																																		
都市計画税		0.2%(再掲)																																																																																																		

※令和5年度は令和4年9月現在。

## 2 最近の主な税制改正一覧

【平成24年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除上乘せ分の廃止	こども手当の実施により、16歳未満の扶養控除（年少扶養控除）が廃止される。 また、高校授業料無償化により、16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乘せ分が廃止される。 ※この扶養控除見直しに伴い、「扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置」を、「特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額」に改組する。	22
	住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。	23
	NPO法人の寄附金控除対象の拡大	NPO法人への寄附金のうち「住民の福祉の増進に寄与する寄附金」として条例で個別に指定することにより、当該NPO法人への寄附金を寄附金控除の対象とする。	23
	東日本大震災に係る雑損控除額等の特例	東日本大震災に係る雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出の対象期間を1年から3年に延長する。	24
	東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例	・東日本大震災により所有する住宅が滅失した者が再取得した住宅に住宅ローン控除の特例を適用する。 ・また、滅失住宅に係る住宅ローン控除と再取得住宅に係る住宅ローン控除の重複適用を可能とする。	24
	個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における退職所得の所得割の10%税額控除を廃止する。	24
	個人住民税における勤続5年以下の法人役員等の退職所得の2分の1課税の廃止	平成25年1月1日以降の個人住民税における勤続5年以下の法人役員・国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員について退職所得の2分の1課税を廃止する。	24

【平成24年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
	東日本大震災に係る被災住宅用地の特例	東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地は、平成24年度分から令和3年度分まで住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用する。	23
固定資産税・都市計画税	東日本大震災に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により被災した住宅用地に代わる土地を令和3年3月31日までに取得した場合、被災住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。</li> <li>・東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を令和3年3月31日までに取得・改築した場合、被災家屋床面積相当分について4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1の税額を減額する。</li> </ul>	23
	福島第一原子力発電所事故の警戒区域内に係る被災代替土地・家屋等の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域内にある住宅用地に代わる土地を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内住宅用地相当分を取得後3年度分、住宅用地とみなし特例を適用する。</li> <li>・警戒区域内にある家屋に代わる家屋を平成23年3月11日から警戒区域の解除から一定期間経過する日までに取得した場合、警戒区域内家屋床面積相当分について4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1の税額を減額する。</li> </ul>	23
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の終了を平成24年3月31日から平成26年3月31日まで2年延長する。	24
	住宅用地及び市街化調整区域農地の負担調整措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価替に伴い負担調整措置を3年延長する。</li> <li>・負担水準が80%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を90%以上100%未満とする。（平成26年度に廃止）</li> </ul>	24
	わがまち特例の創設	<p>地域の実情により特例措置を法律の範囲内で条例で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を創設し、平成24年度分は以下を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水貯留浸透施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり3分の2）</li> <li>・公害防止用の下水道除害施設の課税標準の軽減率（本市は従前どおり4分の3）</li> </ul>	24

【平成25年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置	証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等については、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税となる。この非課税措置は、平成24年から平成26年に、非課税口座内で取得した上場株式等のみが対象となり、各年100万円分（取得対価）が上限となる。	22
	生命保険料控除の仕組みの変更	生命保険料控除の対象となる保険の種別として、一般生命保険・個人年金保険のほかに、介護医療保険が控除の対象になる。これに伴い、各保険の控除額の上限は2.8万円に変更になる。 この変更は平成24年1月1日以降契約分（新規分）がある場合のみ、適用になる。	22
	東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期間に係る特例	住宅ローン控除を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合、残りの控除対象期間において引き続き控除適用可能とする。	23
	上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得について、課税の特例の延長	平成21年改正内容をさらに改正し、平成25年度から平成26年度分（平成24年1月から平成25年12月末日までに発生・支払分）の譲渡所得・配当所得については、軽減税率を適用。	23
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長と見直し	特例の対象を売却価格50万円未満で、頭数を2,000頭から1,500頭以下の部分に変更し、適用期限を3年延長（H27年度課税分まで）する。	23
市たばこ税	県と市の税収調整のためのたばこ税の移譲	平成24年4月1日以降に開始する事業年度からの法人実効税率の引下げに伴い、県と市の税収調整のため、平成25年4月1日以降の販売につき県から市へたばこ税の一部を移譲する。 ・ 旧3級品以外1,000本につき 4,618円 ⇒ 5,262円 ・ 旧3級品1,000本につき 2,190円 ⇒ 2,495円	24

【平成25年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
共通	延滞金等の見直し	<p>昨今の低金利を踏まえH26年より延滞金等の割合を引き下げる。</p> <p>(延滞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1カ月超 …本則 年14.6% ⇒新特例基準割合+7.3%</li> <li>・ 1カ月以内…本則 年7.3% 特例 旧特例基準割合+年4% ⇒新特例基準割合+年1%</li> </ul> <p>※旧特例基準割合…商業手形の基準割引率(公定歩合)+年4%</p> <p>※新特例基準割合…各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合+年1%</p>	25
固定資産税	耐震改修住宅に係る減額措置申請に伴う必要書類の追加	<p>減額措置の適用対象となる耐震改修費用の額の引上げに伴う経過措置の対象となる耐震改修について、減額措置申請時における必要書類を追加する。</p>	25
都市計画税 固定資産税・	都市再生特別措置法の規定による管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置(わがまち特例)	<p>備蓄倉庫の用に供する家屋に係る課税標準を最初の5年間、条例で定める割合を乗じた額とする特例措置を新設する。(本市は従前どおり3分の2)</p>	25
特別土地保有税 固定資産税・	納税義務者の特例措置の廃止	<p>独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う指定仮換地に係る納税義務者の特例措置を事業の終了に伴い廃止する。</p>	25

【平成26年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住民税の申告規定の簡素化	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	24
	給与所得控除額の上限定	給与所得控除額について、年収1,500万円以上は、控除額245万円を上限とする。	24
	特定支出控除の範囲の拡大及び基準の緩和	給与所得者の特定支出控除の見直しを以下のとおり行う。 ・弁護士・公認会計士・税理士等の資格取得費、図書費・衣服費・交際費の勤務必要経費を追加する ・適用判定の基準を給与所得控除額から給与所得控除額の2分の1に緩和する。	24
	復興特別所得税の導入に伴う寄附金税額控除の見直し	地方公共団体への「ふるさと寄附金」において、住民税特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を復興特別所得税率の2.1%を乗じた率とし、住民税寄附金税額控除額から復興特別所得税額を除外することにより適用下限額2,000円を維持する。	25
	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者の拡大	東日本大震災による被災住宅居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の対象者をその相続人にも拡大する。	25
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	地方法人税創設に伴い平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ2.6%引下げる。（本市採用の不均一課税の税率もそれぞれ2.6%引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 14.7% ⇒ 12.1% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 12.9% ⇒ 10.3%	26
都市計画税 固定資産税	住宅用地及び特定市街化区域農地の負担調整措置の見直し	負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度の課税標準額に据え置く「据置特例」を廃止する。	24

【平成26年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	東日本大震災の復興支援のための被災自動車等の代替軽自動車の非課税措置の延長	東日本大震災により滅失・損壊した自動車等の所有者等が被災自動車等に代わるものとして取得した軽自動車に対する、平成23年度から平成25年度までの非課税措置を2年延長し、平成25年度取得分は平成26年度分の、平成26年度取得分は平成26・27年度分の、平成27年度取得分は平成27・28年度分の軽自動車税を非課税とする。	26

【平成27年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置の施行時期の繰り下げ	平成22年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得については、取得後10年間は非課税とする措置を2年繰り下げ、平成26年から平成28年に、非課税口座内で取得した上場株式等を対象とする。(各年100万円分(取得対価)が上限となる)	23
	少額上場株式の譲渡所得及び配当所得に係る非課税措置(NISA)の見直し	前記平成23年改正内容を改正し、証券会社等に「非課税口座」を開設し、非課税口座内で取得した上場株式等について、その譲渡所得・配当所得について非課税とする措置を、非課税口座の開設期間を平成26年から平成28年までの3年間を令和5年までの10年間とし、各口座の非課税期間を10年から5年に縮減する。	25
	住宅ローン控除の延長等	住宅ローン控除の適用期限を平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居まで4年間延長する。 住宅購入時に適用される消費税の税率が引き上げられた場合の住民税控除額は、控除率を5%⇒7%に、限度額を97,500円⇒136,500円に引き上げる。	25
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を平成26年度までから平成29年度までに3年延長する。	26
	一定の要件を満たす耐震改修住宅の住宅借入金等特別税額控除の適用の創設	耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、一定の要件を満たす耐震改修工事を行う場合における、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除することとし、平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。	26



【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告が不要な給与所得者等が平成27年4月1日以後に行うふるさと納税について、寄附先の自治体に申告特例の申請を行うことで、確定申告の手続を要せずに、所得税減税分相当額（申告特例控除額）を併せた額を住民税所得割額から税額控除する申告特例制度を創設する。	27
法人市民税	均等割の税率区分判定等に用いる資本金等の額に係る基準の見直し	均等割の税率区分及び法人税割の税率区分の適用判定に用いる「資本金等の額」の基準を見直し、法人事業税における取扱いと統一する。 ・「資本金等の額」の算定に当たり、無償増減資等の資本の増減に係る調整措置を講ずる。 ・「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」をもとに税率区分を決定する。	27
固定資産税	公害防止用設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	(i) 汚水・廃液処理施設 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の1を参酌し6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり3分の1） (ii) トラクロエチル系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1） (iii) フッ素系溶剤使用ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める（本市は従前どおり2分の1）	26
固定資産税	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 浸水防止計画に基づき設置する浸水防止用設備 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備について、最初の5年間、課税標準の特例割合は3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は3分の2） (ii) 自然冷媒を利用した業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品） 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得したノンフロン製品について、最初の3年間、課税標準の特例割合は4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める（本市は4分の3）	26

【平成27年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																															
固定資産税	耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置	耐震診断及び所管行政庁への結果報告が義務付けられた大規模建築物等の既存家屋について、政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までに耐震基準に適合させる改修工事を行った場合における減額措置の創設。2年間、税額の2分の1を減額（改修工事費の2.5%を限度）	26																															
都市計画税 固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	27																															
軽自動車税	原動機付自転車等の税率引上げ	<p>原動機付自転車等の税率を約1.5倍に引き上げる。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(車両区分)</td> <td>(改正前)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ 原動機付自転車</td> <td>50cc 以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc 以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc 以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 2輪の軽自動車</td> <td>(125cc 超 250cc 以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>・ 2輪の小型自動車 (250cc 超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 その他 (フォークリフト等)</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </table> <p>(小型特殊自動車の農耕作業用、その他は条例のみの規定)</p>		(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・ 原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円	90cc 以下	1,200円	2,000円	125cc 以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	・ 2輪の軽自動車	(125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円	・ 2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000円	6,000円	・ 小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円		〃 その他 (フォークリフト等)	4,700円	5,900円	26
		(車両区分)	(改正前)	(改正後)																														
	・ 原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円																														
90cc 以下		1,200円	2,000円																															
125cc 以下		1,600円	2,400円																															
ミニカー		2,500円	3,700円																															
・ 2輪の軽自動車	(125cc 超 250cc 以下)	2,400円	3,600円																															
	・ 2輪の小型自動車 (250cc 超)	4,000円	6,000円																															
	・ 小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円																															
	〃 その他 (フォークリフト等)	4,700円	5,900円																															
原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日の延期	上記の原動機付自転車等の税率引上げの適用開始期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	27																																
4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係る税率の引上げ	<p>新規に取得される(H27.4.1以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から)4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率を自家用乗用車は1.5倍に引き上げ、その他の区分は約1.25倍に引き上げる。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(車両区分)</td> <td>(改正前)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 3輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ 4輪以上</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>		(車両区分)	(改正前)	(改正後)	・ 3輪		3,100円	3,900円	・ 4輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	26											
	(車両区分)	(改正前)	(改正後)																															
・ 3輪		3,100円	3,900円																															
	・ 4輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円																														
自家用		7,200円	10,800円																															
貨物用 営業用		3,000円	3,800円																															
自家用		4,000円	5,000円																															

【平成28年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	納税環境整備としての猶予制度の見直し	<p>猶予制度について、手続の明確化等の国税と同様の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとする徴収猶予制度の見直し</li> <li>・申請による換価猶予制度の創設、分割納付の方法や手続における基準等を条例で定めるものとするなどの換価猶予制度の見直し</li> <li>・担保を徴する必要のない場合の基準を条例で定めるものとする担保不徴取基準の見直し（本市は猶予金額100万円以下又は猶予期間3月以内）</li> </ul>	27
個人市・県民税	特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設	個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得金額から最大で1,000万円を控除する。	21
	年金特別徴収の仮徴収税額と本徴収税額の平準化	公的年金等から差し引かれる特別徴収税額の本徴収分（10・12・2月）と仮徴収分（4・6・8月）との平準化を図るため、仮徴収分の金額を前年度2月分税額と同額から、前年度の年税額の2分の1に変更する。	25
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成27年度までから平成30年度までに3年延長する。	26
	ふるさと納税特例控除額の控除限度額引上げ	平成27年1月1日以後に行うふるさと納税に係る特例控除額の控除限度額を住民税所得割の1割から2割に引き上げる。	27
	最高裁判決を踏まえた延滞金計算期間の見直し	減額更正後に増額更正があった場合の不足税額の徴収においては、当初申告による納付部分については延滞金がかからないこととする。	28
法人市民税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の創設	法人が地方公共団体の実施する認定地域再生計画に基づく寄附金活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に、法人税割額から一定額の税額控除を受けることができる特定寄附金税額控除制度を創設。平成29年3月31日までの事業年度分については特定寄附金額の15%に相当する額を、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分については特定寄附金額の17.1%に相当する額を法人税割額から控除する。	28

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年																														
固定資産税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律に基づく管理協定の対象となった協定避難施設について、特例措置の適用期限を3年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	27																														
	減額措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定による登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅について、減額措置の適用期限を2年延長。減額割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり3分の2）	27																														
都市計画税 固定資産税	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	<p>（i）都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の3を参酌し2分の1以上10分の7以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり5分の3）</p> <p>（ii）都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し5分の2以上5分の3以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）</p>	27																														
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の年数経過車に係る税率の特例の創設	<p>環境への配慮の観点から、最初の車両番号の指定から13年を経過した4輪以上及び3輪の軽自動車に係る税率については、平成28年度分以後重課税率を適用する。</p> <table border="0" data-bbox="678 1384 1348 1626"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">（車両区分）</td> <td style="text-align: center;">（重課税率）</td> </tr> <tr> <td>・ 3輪</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 4輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td style="text-align: right;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物用</td> <td>営業用</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> </table>			（車両区分）	（重課税率）	・ 3輪			4,600円	・ 4輪以上	乗用	営業用	8,200円		自家用	12,900円		貨物用	営業用	4,500円			自家用	6,000円	26							
			（車両区分）	（重課税率）																													
・ 3輪			4,600円																														
・ 4輪以上	乗用	営業用	8,200円																														
		自家用	12,900円																														
	貨物用	営業用	4,500円																														
		自家用	6,000円																														
4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の創設	<p>H27.4.1からH28.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成28年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。</p> <table border="0" data-bbox="678 1839 1348 2116"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">（車両区分）</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> <td style="text-align: center;">25%軽減</td> </tr> <tr> <td>・ 3輪</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ 4輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> <td style="text-align: right;">3,500円</td> <td style="text-align: right;">5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> <td style="text-align: right;">8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td style="text-align: right;">1,900円</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td style="text-align: right;">1,300円</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> <td style="text-align: right;">3,800円</td> </tr> </table>			（車両区分）	75%軽減	50%軽減	25%軽減	・ 3輪			1,000円	2,000円	3,000円	・ 4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	27
		（車両区分）	75%軽減	50%軽減	25%軽減																												
・ 3輪			1,000円	2,000円	3,000円																												
・ 4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																												
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																												
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																												
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																												

【平成28年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市 た ば こ 税	旧3級品の紙巻たばこに係る 税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、 平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を 縮小する。 平成28年度（第1段階） 1,000本当たり2,495円（特例税率）⇒2,925円	27

【平成29年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	公社債等と株式等の所得課税の一体化	<p>公社債等を特定公社債等と一般公社債等に、株式等を上場株式等と一般株式等に区分する。</p> <p>特定公社債等と一般公社債等の譲渡所得は、非課税から申告分離課税とする。</p> <p>特定公社債等の利子所得・譲渡所得は上場株式等の配当所得・譲渡所得と損益通算・繰越控除を可能とする。</p>	25
	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,200万円以上は、控除額230万円を上限とする。	26
	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合における親族関係書類及び送金関係書類の添付又は提示を義務付ける。	27
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例を創設。	28
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで2年延長する。	28
	中小事業者等が取得する経営力向上設備等に係る課税標準特例措置の創設	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定による認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置については、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づく津波対策用償却資産について、特例措置の適用期限を4年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	28
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく発電設備の課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	<p>(i) 太陽光発電設備・風力発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり3分の2）</p> <p>(ii) 水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備 特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は参酌基準の2分の1）</p>	28

【平成29年度適用（つづき）】

固定資産税・都市計画税	勧告遊休農地に係る課税の強化	農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地については、その評価において、農地売買の特殊性を考慮して正常売買価格に修正率を乗じる農地の特例措置を適用しないこととする。	28
	農地中間管理事業のための賃借権等を設定した農地に係る課税標準特例措置の創設	農地中間管理機構に対して貸し付けた農地のうち一定の要件に該当するものについては、最初の3年度間、課税標準を価格の2分の1とする特例を創設。	28
	課税標準特例措置の期限延長及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	都市再生特別措置法の立地適正化計画に基づき認定誘導事業者が取得する公共施設等について、特例措置の適用期限を2年延長。課税標準の特例割合は5分の4を参酌し10分の7以上10分の9以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり5分の4）	28
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	平成28年度におけるグリーン化特例による軽課制度の適用期限を延長し、H28.4.1からH29.3.31の間に新規に取得される（初めて車両番号の指定を受ける）4輪以上及び3輪の軽自動車環境負荷の小さいものに係る平成29年度の税率について、その燃費性能等の区分に応じた軽課税率を適用する。	28
	不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額（軽減税額）を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成29年度（第2段階） 1,000本当たり2,925円⇒3,355円	27

【平成30年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	給与所得控除額の上限引下げ	給与所得控除額について、年収1,000万円以上は、控除額220万円を上限とする。	26
	医療費控除の特例の創設	健康維持増進への一定の取組みを行っている場合において、通常の医療費控除制度との選択性により、特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）の購入費用のうち12,000円を超える部分について所得控除の適用を受けることができる特例を創設。	28
	医療費控除の添付書類の見直し	医療費控除又は医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける場合、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付（提示）に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を添付しなければならないこととする。	29
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を平成29年度までから令和2年度までに3年延長する。	29
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用要件の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、燃費性能等の区分に応じた適用要件を厳格化する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成30年度分及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規取得する車両に係る平成31年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	29
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成30年度（第3段階） 1,000本当たり3,355円⇒4,000円	27
	紙巻たばこに係る税率の引上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 平成30年度（第1段階：10月1日以後売渡分から） 1,000本当たり5,262円⇒5,692円	30



【平成30年度適用（つづき）】

市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を創設するとともに、平成30年10月1日以後売渡分から、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方式を、「重量」のみによる換算方式から、「重量」と「価格」による換算方式へ移行する。 ※激変緩和措置として、換算方式の移行は、見直し後の換算方式による紙巻たばこ本数への換算率を1年につき5分の1ずつ増加させていく方法により、5年間かけて段階的に行う。	30
固定資産税	特定耐震基準適合住宅・特定熱損失防止改修住宅に係る減額措置の創設	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修又は熱損失防止改修に併せて耐久性向上改修工事を行うことにより、改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る減額措置の創設。改修工事が完了した年の翌年度分の税額の3分の2に相当する額を減額。	29
	課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準の特例割合は2分の1を参酌し3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は従前どおり2分の1）	29
固定資産税・都市計画税	居住用超高層建築物に対する課税の見直し	居住用超高層建築物に係る税額を各区分所有者に按分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積については、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率により補正する。	29
	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	(i) 市民緑地の用に供する土地 平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日）から平成31年3月31日までの間に都市緑地法に基づき設置する市民緑地の用に供する土地について、最初の3年度間における課税標準特例措置を創設し特例割合は2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める。（本市は2/3） (ii) 特定事業所内保育施設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府による企業主導型保育事業運営費の補助を受けて行う事業所内保育事業の施設の用に供する固定資産について、最初の5年度間における課税標準特例措置を創設し課税標準の特例割合は2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は3分の1）	29
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	30

【平成31（令和元）年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から令和元年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額逦減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1% ⇒ 8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3% ⇒ 6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
	環境性能割の臨時的軽減措置の実施	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得する自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置を実施。	31 (元)
	不正認定による環境性能割軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	31 (元)
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階：4月1日以後売渡分から） 1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成31（令和元）年度適用（つづき）】

市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止に伴う本則税率への引上げ時期の延期	<p>上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引上げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げるものとする。</p> <p>平成31年度(第4段階：10月1日以後売渡分から)</p> <p>1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)</p>	30
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成30年3月31日から令和2年3月31日まで2年延長する。	30
	先端設備等に係る課税標準特例措置の創設	平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した先端設備等について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	30
	河川法に基づく高規格堤防の整備事業による代替家屋に係る減額措置の創設	河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同土地上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、税額の3分の1又は3分の2を減額	31 (元)
都市計画税 ・ 固定資産税	利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に係る減額措置の創設	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の60分の1を限度)	30

【令和2年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）を創設。（年間投資上限額40万円・非課税期間20年）	29
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%により住宅を取得・入居した場合には控除期間を現行の最長10年から最長13年とする特例を創設。	31 (元)
	ふるさと納税の対象となる地方団体への寄附の見直し	令和元年6月1日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	31 (元)
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の延長	相続から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から3,000万円を控除する特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令和5年12月31日まで4年間延長。	31 (元)
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用による譲渡所得に係る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について5,000万円特別控除を適用。	31 (元)
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を2年延長し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和2年度分及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和3年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、適用期限を令数2年9月30日から令和3年3月31日まで6月延長する	2
市民税 法人	特定法人に係る電子申告義務化	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等（特定法人）が行う令数2年4月1日以後開始事業年度分の申告について、電子申告を義務化	30

【令和2年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和2年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり5,692円⇒6,122円	30
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和2年度(第1段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量0.7グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ0.7本に換算	2
固定資産税	所有者死亡による相続登記がなされていない土地又は家屋の現所有者による申告制度の創設	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋について、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有している相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の条例で定める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度を創設(本市は3月を経過した日までに申告)	2
	中小事業者等が取得する先端設備等(事業用家屋・構築物)に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	2
都市計画税 固定資産税・	浸水被害軽減地区内の土地に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定された地域内の土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。(本市は3分の2)	2

【令和3年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加算金の割合を0.5%引下げ	2
個人市・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年6月30日までの入居から令和3年12月31日までの入居まで2年半延長する。	28
	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることにより控除額を振替	30
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所得金額要件を125万円から135万円に10万円引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度額を10万円引き上げる。	30
	基礎控除・調整控除における所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 調整控除について、前年合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入	30
	給与所得控除の控除上限の引下げ	控除上限額を適用する給与収入の額を1,000万円超から850万円超に引き下げるとともに、控除上限額を220万円から195万円に引き下げる。	30
	公的年金等控除の控除上限の創設	公的年金等収入の額が1,000万円超の場合は控除額195万5千円を上限とする。	30
	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が一定額を超える場合における公的年金等控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合は控除額を20万円引き下げる。	30
	未婚のひとり親に係る非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に係る非課税措置を創設	31 (元)

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての非課税措置の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和19年12月31日までから令和24年12月31日までに5年延長する。	2
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金控除の特例制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
	退職所得課税の適正化のための見直し	令和4年1月1日以降に受取る退職金に関して、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。	3

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成30年度からの3年間で段階的に引き上げる。 令和3年度(第3段階:10月1日以後売渡分から)1,000本当たり6,122円⇒6,552円	30
	軽量な葉巻たばこに係る課税方式の見直し	1本当たりの葉たばこの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和3年度(第2段階:10月1日以後売渡分から)葉たばこの重量1グラム未満の葉巻たばこ1本⇒紙巻たばこ1本に換算	2
固定資産税	使用者に対するみなし課税制度の拡充	一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合についても、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするみなし課税制度の拡充	2
	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日まで2年延長する。	2
	雨水貯留浸透施設に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法・下水道法の認定計画に基づき特定都市河川流域に設置する雨水貯留浸透施設について、課税標準特例措置を創設し、特例割合は3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める(本市は、3分の1)	3
都市計画税・固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	3
	令和3年度限りの負担軽減措置の創設	負担調整措置により課税標準額が増加する土地については、令和3年度に限り、課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置を創設	3
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減措置の税率適用区分の厳格化による見直し及び適用期限延長	自家用乗車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置について、令和12年度基準エネルギー消費効率の達成程度に基づく税率適用区分の厳格化による見直しを行った上で、適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9月延長する。	3



【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人住民税	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。	2
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。	2
	住宅ローン控除制度の特例措置における適用期限の延長及び面積要件の緩和	消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、適用要件である住宅への入居期限を令和4年12月31日まで延長する。 また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象に加える。	3
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、令和元年度税制改正において、令和4・5年度分も適用継続が予定されていた電気軽自動車・天然ガス軽自動車について適用対象車両を拡大するとともに、令和3年度課税をもって廃止が予定されていたガソリン車についても基準の切替による適用要件厳格化等を伴う見直しを行った上で、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3

【令和4年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公害防止用設備（下水道除害施設）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の縮減及び延長	下水道除害施設に係る課税標準特例措置について、その適用対象を新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設を設置した既存事業者に限定するとともに、課税標準の特例割合の縮減（本市は4分の3から5分の4に改正）を行うほか、適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長する。	4
都市計画税 固定資産税	令和4年度限りの負担軽減措置の創設	令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とする措置を創設	4

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）及び未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。	31 (元)
	医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）の適用期限延長及び対象となる医薬品の範囲等の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和4年度までから令和9年度課税まで5年延長する。	3
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和3年12月31日までの入居から令和7年12月31日までの入居に4年延長するとともに、その最長適用年度を令和15年度から令和20年度に5年延長する。	4
都市計画税 固定資産税	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は4分の3）	4

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市・県民税	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	31 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
	NISAの改組による特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)を創設	2
	日本国外の居住親族に係る個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の算定の基礎となる範囲の見直し	扶養控除の対象外となる日本国外に居住する親族(年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者)については、個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲からも同様に適用対象外とする。	3
	上場株式等の配当所得等に係る所得税及び個人市・県民税における課税方式の一致	上場株式等の配当所得等について、所得税及び個人市・県民税の課税方式を一致する。	4
都市計画税・固定資産税	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等における住所表示の見直し	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等において、登記所に対し現住所の秘匿措置の申し出を行った者の住所については、当該住所に代わる事項を記載した証明書の交付等をする。	4

### 3 個人市・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成24年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 0円 651,000円～1,618,999円 給与収入金額-650,000円 1,619,000円～1,619,999円 969,000円 1,620,000円～1,621,999円 970,000円 1,622,000円～1,623,999円 972,000円 1,624,000円～1,627,999円 974,000円 1,628,000円～1,799,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 1,800,000円～3,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000 3,600,000円～6,599,999円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000 6,600,000円～9,999,999円 給与収入金額×90%-1,200,000 10,000,000円～ 給与収入金額×95%-1,700,000		
	青色専従者給与	支払った金額	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く。	
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 0円 1,200,001円～3,299,999円 公的年金等収入金額-1,200,000円 3,300,000円～4,099,999円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 4,100,000円～7,699,999円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 7,700,000円～ 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円	
	前年12月31日現在 65歳未満の者	1円～ 700,000円 0円 700,001円～1,299,999円 公的年金等収入金額-700,000円 1,300,000円～4,099,999円 公的年金等収入金額×75%-375,000円 4,100,000円～7,699,999円 公的年金等収入金額×85%-785,000円 7,700,000円～ 公的年金等収入金額×95%-1,555,500円		
所得控除	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれが多い金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円		
	医療費控除	本人及び本人と生計を一にする親族のため前年中に支払った医療費 (医療費の支払額-保険等の補てん額)-(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円		
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額		
	小規模企業共済等 掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額		
	生命保険料控除	前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 合計70,000円 70,001円～ 35,000円		
	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000円以下 支払い保険料×0.5 50,000円超 25,000円 ※限度額25,000円 保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返戻金がある損害保険料(長期契約) 1円～5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円(最高限度額) ※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。		
	障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 同居特別障害者加算新設(扶養控除への加算から変更)		
	寡婦控除	①老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②老年者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)		
	寡夫控除	老年者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円		
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円		
配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者で前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 老人(70歳以上) 38万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算			
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合、配偶者の所得金額に応じて、最大33万円を控除(配偶者の所得が、38万円を超えて76万円未満に限る。) ※配偶者控除と重複して適用されない。			
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が38万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算			
基礎控除	33万円			
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が125万円以下			

年度		平成25年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	<p>(旧契約) 平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 70,001円～ 35,000円 合計 70,000円</p> <p>(新契約) 平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 それぞれの適用限度額は28,000円になる(合計70,000円が上限)。 56,001円～ 28,000円 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となる。</p>		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
配偶者特別控除	同 左			
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成26年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～14,999,999円 15,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000円 給与収入金額×90%-1,200,000円 給与収入金額×95%-1,700,000円 給与収入金額-2,450,000円	※H24改正で1,500万円以上は控除額は245万円が上限
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
		医療費控除	同 左	
		社会保険料控除	同 左	
		小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
		生命保険料控除	同 左	
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除		同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成27年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			



年度		平成28年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成29年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～11,999,999円 12,000,000円～	0円 給与収入金額-650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-540,000円 給与収入金額×90%-1,200,000円 給与収入金額×95%-1,700,000円 給与収入金額-2,300,000円 ※1,200万円以上は控除額230万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
	所得控除	雑損控除	同 左	
		医療費控除	同 左	
		社会保険料控除	同 左	
		小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
		生命保険料控除	同 左	
地震保険料控除		同 左		
寄附金控除		—		
障害者控除		同 左		
老年者控除		—		
寡婦控除		同 左		
寡夫控除		同 左		
勤労学生控除		同 左		
配偶者控除		同 左		
配偶者特別控除		同 左		
扶養控除		同 左		
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成30年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限	
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人与生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人与生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	寡夫控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左			

年度		平成31（令和元）年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	<p>前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額38万円以下の配偶者を有する納税義務者で、<b>前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の通減有）</b>、下記金額を控除。</p> <p>【900万円以下】33（38）万円  <b>【900万円超～950万円以下】 22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】 11（13）万円</b></p> <p>※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算</p>	
配偶者特別控除	<p>前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合 <b>（900万円超の場合には控除額の通減有）</b>、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、38万円を超えて<b>123万円以下</b>に限る）</p> <p>※配偶者控除と重複して適用されない</p>		
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦（夫）・未成年の非課税判断	同 左		

年度		令和2年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
前年12月31日現在 65歳未満の者		同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左		
基礎控除	同 左		
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断	同 左		

年度		令和3年度			
区分					
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 550,999円	0円		
		551,000円～1,618,999円	給与収入金額-550,000円		
		1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円		
		1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円		
		1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円		
		1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		
		1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%+100,000円		
		1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%-80,000円		
		3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%-440,000円		
		6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×90%-1,100,000円		
8,500,000円～	給与収入金額-1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が上限				
青色専従者給与	同 左				
白色専従者給与	同 左				
収入額より控除	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年	1円～ 1,100,000円	0円	
			1,100,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,100,000円	
			3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円	
		12月31日現在	1,000万円以下の場合	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円
			7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円	
			10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,955,000円	
		65歳以上の者	1,000万円超2,000万円以下の場合	1,000,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-1,000,000円
			3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円	
			4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円	
		65歳未満の者	2,000万円超の場合	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円
			10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,855,000円	
			※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限		
前年	1円～ 900,000円	0円			
	900,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-900,000円			
	3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円			
12月31日現在	2,000万円超の場合	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円			
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円			
65歳以上の者	2,000万円超の場合	1,000,001円～ 3,299,999円	公的年金等収入金額-900,000円		
	3,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円			
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円			
65歳未満の者	2,000万円超の場合	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円			
	※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限				
前年	1円～ 600,000円	0円			
	600,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-600,000円			
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円			
12月31日現在	1,000万円以下の場合	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円			
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,955,000円			
65歳以上の者	1,000万円超2,000万円以下の場合	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額-600,000円		
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×75%-275,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×85%-685,000円			
65歳未満の者	2,000万円超の場合	10,000,000円～	公的年金等収入金額×95%-1,455,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,955,000円			
	※1,000万円以上は控除額195万5千円が上限				
前年	1円～ 500,000円	0円			
	500,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-500,000円			
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円			
12月31日現在	1,000万円超2,000万円以下の場合	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円			
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,855,000円			
65歳以上の者	2,000万円超の場合	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額-500,000円		
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×75%-175,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×85%-585,000円			
65歳未満の者	2,000万円超の場合	10,000,000円～	公的年金等収入金額×95%-1,355,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,855,000円			
	※1,000万円以上は控除額185万5千円が上限				
前年	1円～ 400,000円	0円			
	400,001円～ 1,299,999円	公的年金等収入金額-400,000円			
	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円			
12月31日現在	2,000万円超の場合	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円		
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円			
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円			
65歳以上の者	2,000万円超の場合	1,300,000円～ 4,099,999円	公的年金等収入金額-400,000円		
	4,100,000円～ 7,699,999円	公的年金等収入金額×75%-75,000円			
	7,700,000円～ 9,999,999円	公的年金等収入金額×85%-485,000円			
65歳未満の者	2,000万円超の場合	10,000,000円～	公的年金等収入金額×95%-1,255,000円		
	10,000,000円～	公的年金等収入金額-1,755,000円			
	※1,000万円以上は控除額175万5千円が上限				

所得金額調整控除	所得金額調整控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の給与収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する</li> </ul> </li> <li>【控除額】給与収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）－850万円×10%</li> <li>・前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える所得割の納税義務者</li> <li>【控除額】給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）＋ 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）－10万円</li> </ul>
	雑損控除	同 左
	医療費控除	同 左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等掛金控除	同 左
	生命保険料控除	同 左
	地震保険料控除	同 左
	寄附金控除	—
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算
	高齢者控除	—
	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。
	ひとり親控除（新設）	前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 30万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が75万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の者 26万円
配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額48万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、48万円超～133万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない	
扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が48万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
基礎控除	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 43万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が減・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400万円以下 43万円、2,400万円超～2,450万円以下 29万円、2,450万円超～2,500万円以下 15万円、2,500万円超 0円	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断	前年合計所得金額が135万円以下 ひとり親控除の創設に伴い、非課税措置の対象となる区分の内「寡婦・寡夫」を「ひとり親・寡婦」に見直し	

年度		令和4年度			
区分					
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左			
	青色専従者給与	同 左			
	白色専従者給与	同 左			
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左	
			公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合		
			公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合		
前年12月31日現在 65歳未満の者	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合	同 左			
	公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合				
	公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超の場合				
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左			
所得控除	雑損控除	同 左			
	医療費控除	<p>【医療費控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費</li> <li>・(医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円</li> </ul> <p>【医療費控除の特例：セルフメディケーション税制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費</li> <li>・(支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円</li> </ul> <p>※「医療費控除」と「医療費控除の特例」の重複適用不可 ※医療費控除の特例は、平成30年度申告分から令和9年度課税分までの適用</p>			
	社会保険料控除	同 左			
	小規模企業共済等掛金控除	同 左			
	生命保険料控除	同 左			
	地震保険料控除	同 左			
	寄附金控除	—			
	障害者控除	同 左			
	老年者控除	—			
	寡婦控除	同 左			
	ひとり親控除	同 左			
	勤労学生控除	同 左			
	配偶者控除	同 左			
	配偶者特別控除	同 左			
	扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左				
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断	同 左				



年度		令和5年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与	同 左		
	白色専従者給与	同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左	
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	同 左		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
扶養控除	同 左			
基礎控除	同 左			
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断		同 左		

※令和5年度は令和4年9月現在。





## 【市 税 概 要】 令和4年度

令和4年 12 月

編 集 ・ 発 行 越谷市行財政部市民税課  
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
電 話 048-964-2111(代表)  
048-963-9144(直通)  
メールアドレス [shiminzei@city.koshigaya.lg.jp](mailto:shiminzei@city.koshigaya.lg.jp)  
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>